

ときがわ町浄化槽事業経営戦略（案）



**令和8年3月改定
ときがわ町水道課**



目次

I	経営戦略改定について	
	1. 経営戦略策定及び改定の背景と目的	1
	2. 計画期間	4
	3. 経営戦略の位置づけ	4
	4. ときがわ町の概要	5
II	事業概要	
	1. 事業の現況	6
III	現状分析	
	1. 経営状況分析	14
IV	将来の事業環境	
	1. 将来の事業予測	38
	2. 経営の基本方針と目標	45
V	投資・財政計画（シミュレーション）	
	1. 今後の投資・財源についての考え方・検討状況	47
	2. シミュレーションの設定条件	51
	3. 現状予測に基づく投資・財政計画	53
	4. 浄化槽事業会計補助金を削減するための投資・財政計画	57
	5. 各種シミュレーションパターンによる投資・財政計画の総括	66
	6. 原価計算表	68
	7. 浄化槽使用料及び浄化槽設置分担金の今後の見直し	70
VI	経営戦略の取組み体制と今後の検討事項	
	1. 経営推進体制	76
	2. PDCA サイクル	77
	3. 次回以降の見直し	78

I 経営戦略改定について

1. 経営戦略改定の背景と目的

(1) 背景

ときがわ町浄化槽事業（特定地域生活排水処理事業）（以下「浄化槽事業」という。）は、町が主体となって、合併処理浄化槽を計画的に整備し、適正な維持管理を行うことで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する役割を果たしています。

浄化槽事業により設置した合併処理浄化槽（以下「町設置型浄化槽」という。）の設置基数増加に伴い、浄化槽使用料収入（以下「使用料収入」という。）は増加傾向にありますが、事業開始当初（平成 15 年度）に設置した浄化槽は耐用年数が近づいており、浄化槽本体等の老朽化が顕著になってきています。これに伴い、維持管理に係る経費が増加しており、事業経営は厳しさを増しています。

このような状況に対応するため、総務省は、浄化槽事業を含む下水道事業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくための公営企業会計の適用及び経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るための中長期的な経営の基本計画である経営戦略の策定・改定を要請しています。

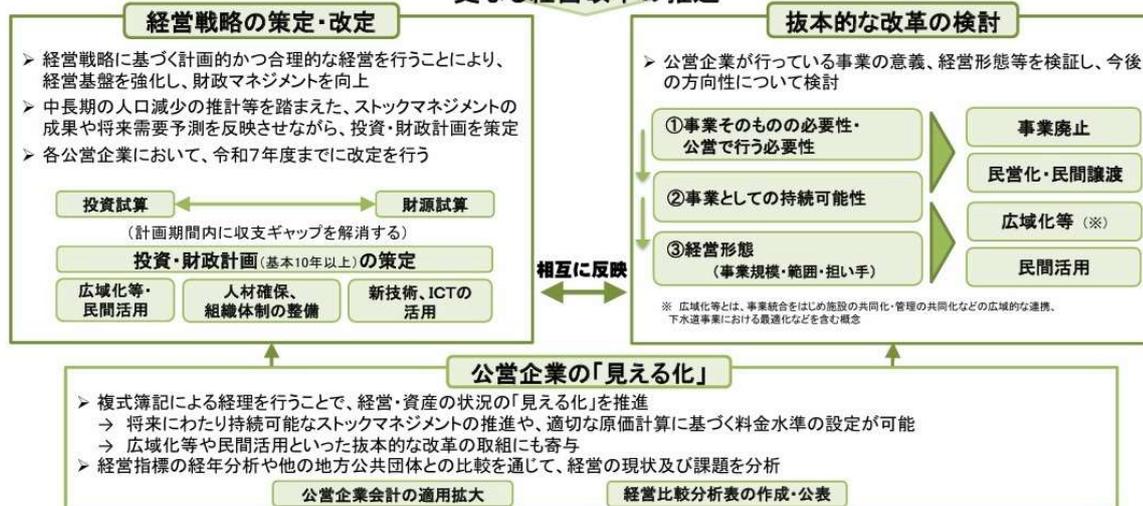
公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

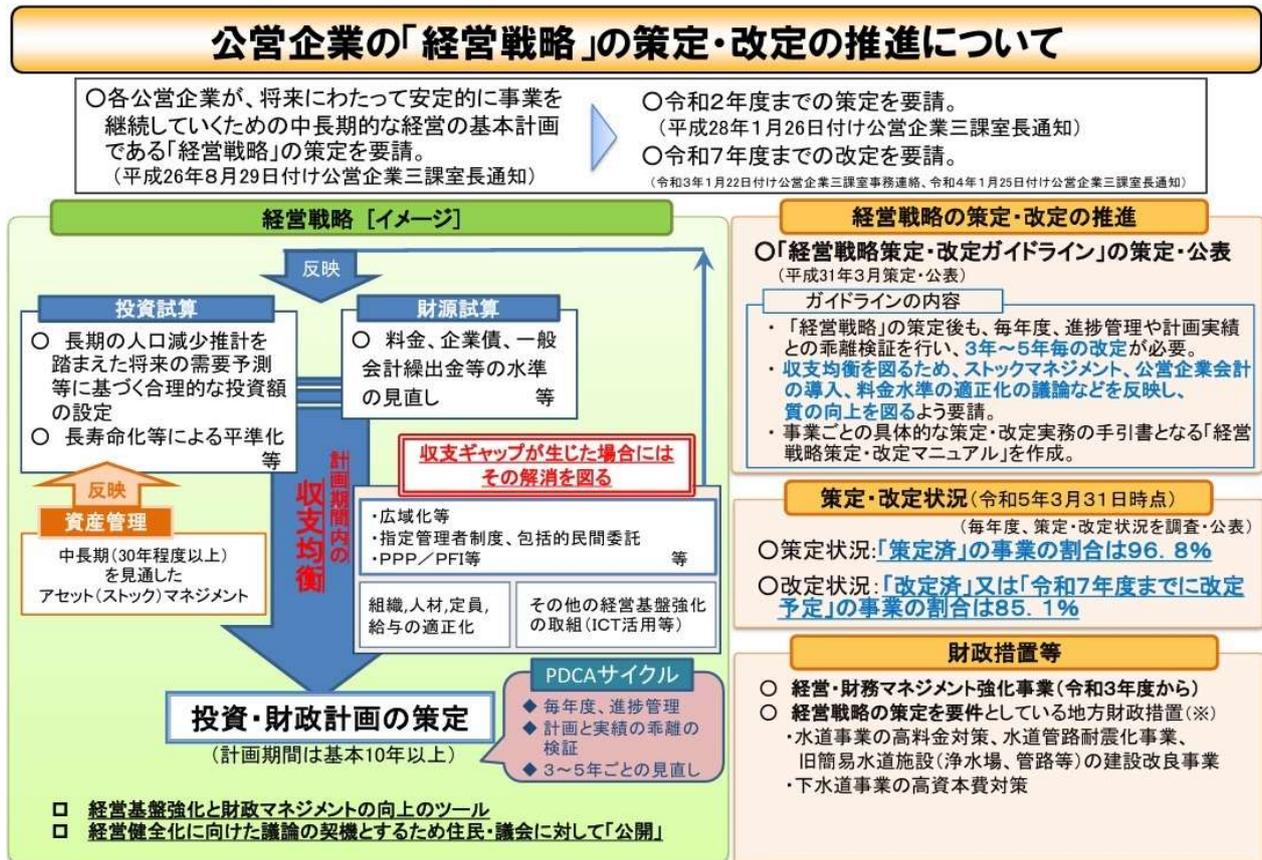


出典：経済産業省「第16回 産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会」資料7
総務省「全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議（令和7年1月27日開催）」資料1-5

(2) 経営戦略策定の目的

浄化槽事業においては、令和6年4月1日から地方公営企業法の全部を適用（以下「法適用」という。）し、公営企業会計に移行したことで、経営状況や財政状態が明確になり、より一層の経営の効率化、健全化に向けた取組みを進めています。

さらに、町が法適用前に策定した浄化槽事業の経営戦略についても、公営企業会計方式による中長期的な投資・財政計画（収支計画）の見直しを行うとともに、さらなる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的に「ときがわ町浄化槽事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を策定します。



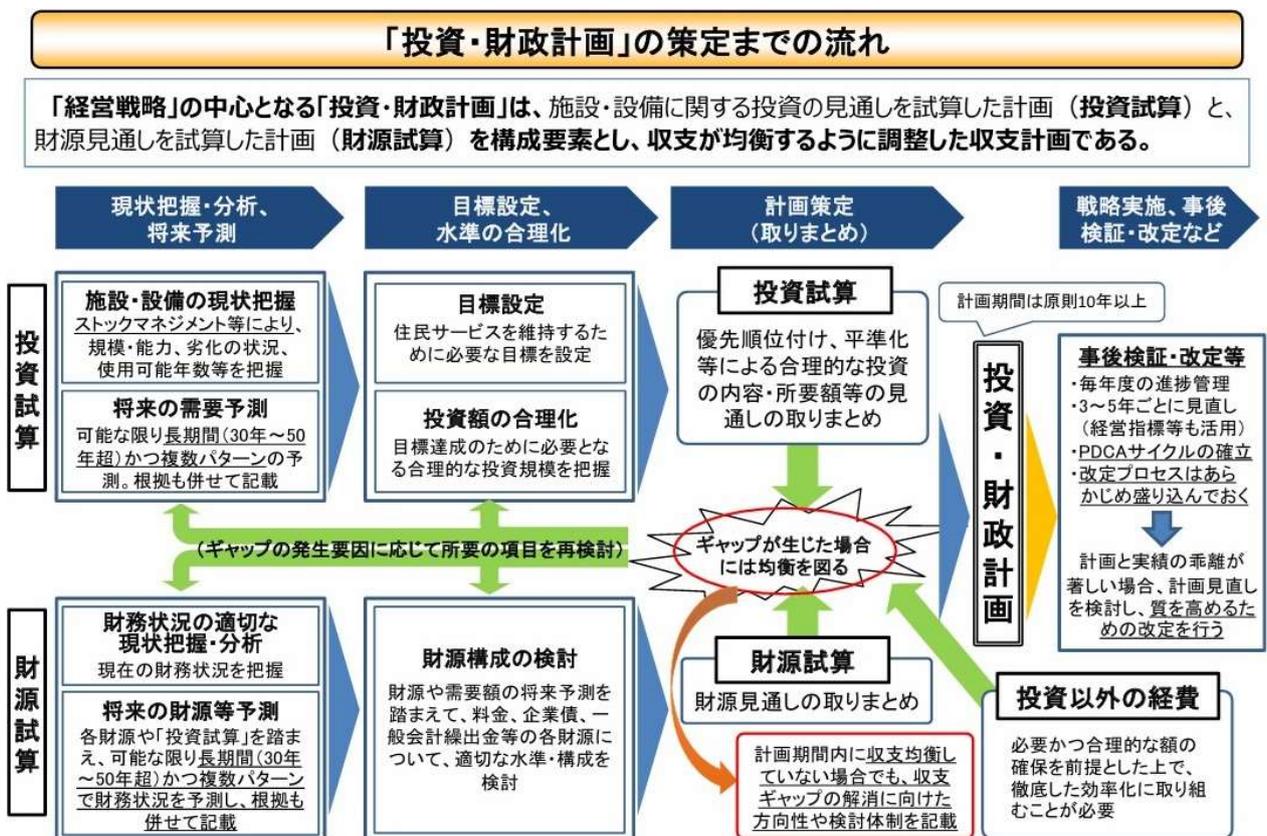
出典：経済産業省「第16回 産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会」資料7

(3) 経営戦略の要旨

経営戦略においては、浄化槽事業の資産の現状分析を基にした長期的な需要の見直し等の投資計画を立てることになりますが、経営の悪化が想定される場合、使用料改定検討等の計画に基づいて事業の持続性に対する的確な見直しを行うために、中長期の「投資・財政計画」の策定を行います。

「投資・財政計画」の策定にあたっては、「投資試算」及び「財源試算」による将来予測が求められます。

「投資・財政計画」は、現時点で反映可能な経営健全化や財源確保に係る取組みを踏まえて試算を行い、その上で、使用料水準の適正化や広域化等や更なる民間活用を反映した投資のあり方の見直し等を複合的に検討して具体的なシミュレーションを構築し、今後の経営の指針や取組みを行うものとなります。



出典：経済産業省「第16回 産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会」資料7
総務省「経営戦略策定・改定マニュアル」

2. 計画期間

経営戦略では、令和2年度に策定した既存の経営戦略を見直し、令和6年4月1日から法適用となったことから、公営企業会計による経営戦略に改定を行います。

今回、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けるものとして、策定した経営戦略に沿った取組み等を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、令和8年度から令和37年度の30年間の試算を行いました。

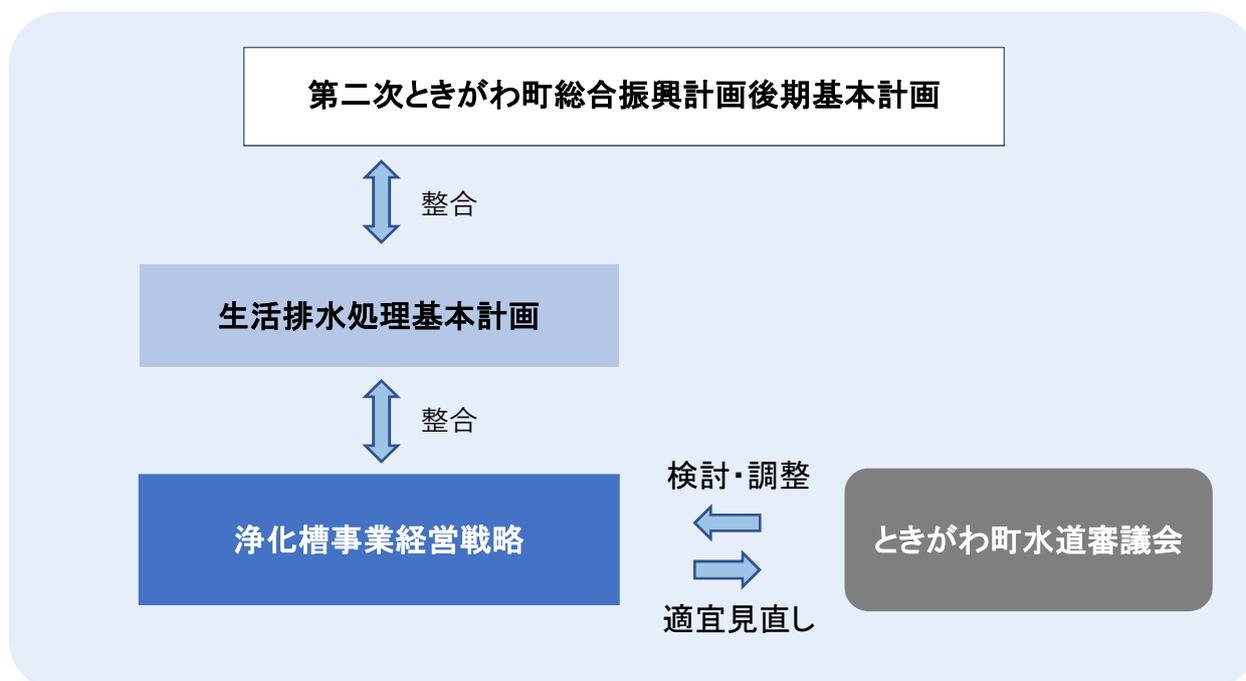
経営戦略の計画期間は以下のとおり、令和8年度から令和17年度の10年間とします。

なお、計画については、社会情勢や経営状況の変化等を踏まえて、概ね5年ごとに見直しを行います。

計画期間	令和8年度から令和17年度までの10年間
------	----------------------

3. 経営戦略の位置づけ

経営戦略は、町の上位計画である「第二次ときがわ町総合振興計画後期基本計画」及び「生活排水処理基本計画」と整合を図るとともに、ときがわ町水道審議会において検討・調整を行います。



4. ときがわ町の概要

ときがわ町は、平成 18 年 2 月 1 日に旧都幾川村、旧玉川村が合併して誕生しました。埼玉県ほぼ中央の比企郡西部に位置し、都心から 55km 圏内にあります。東は嵐山町、西は秩父市、横瀬町、南は鳩山町、越生町、飯能市、北は東秩父村、小川町に接しており、町域面積 55.90 km²を有しています（東西約 13 km、南北約 9 km）。

地形的には、秩父山地東縁から東松山台地に接する所に位置し、外秩父山地が武蔵野に接する比企西部山間地域に属しています。西部は大半を森林で囲まれた山間地域となっており、東に向かって山地、丘陵地、台地に至る里山地域から構成されています。町内には都幾川、氷川が流れており、町域の約 7 割を占める山林は、両河川の水源となっています。

■ときがわ町位置図



II

事業概要

1. 事業の現況

(1) 事業の沿革

浄化槽事業は、平成 15 年度に旧都幾川村、平成 17 年度に旧玉川村で特別会計を設置し、事業を開始しました。その後、平成 18 年 2 月 1 日に市町村合併があり、「ときがわ町浄化槽設置管理事業特別会計」となりました。

令和 6 年度からは法適用となり、「ときがわ町浄化槽事業」に名称を改めました。平成 15 年度に生活排水処理基本計画を策定し、浄化槽整備について計画を示し、その後 5 年毎に人口減少や社会情勢を踏まえて見直しを行ってきました。

■事業の沿革

年度		内容
平成 15	全体計画人口 4,267 人 計画処理能力 853 m ³ /日	旧都幾川村で事業開始 生活排水処理基本計画策定 ※計画値は旧都幾川村のみ
平成 17	全体計画人口 8,766 人 計画一日処理能力 1,753 m ³ /日	旧玉川村で事業開始 ※計画値は旧都幾川村、旧玉川村の合計
平成 18	全体計画人口 8,766 人 計画処理能力 1,753 m ³ /日	合併によりときがわ町となり、 「ときがわ町浄化槽設置管理事業特別会計」を設置
平成 22	全体計画人口 11,600 人 計画処理能力 2,320 m ³ /日	生活排水処理基本計画の見直し
平成 27	全体計画人口 9,900 人 計画処理能力 1,980 m ³ /日	生活排水処理基本計画の見直し
令和 2	全体計画人口 9,686 人 計画処理能力 1,937 m ³ /日	生活排水処理基本計画の見直し
令和 6	全体計画人口 9,686 人 計画一日処理能力 1,937 m ³ /日	法適用となり、公営企業会計に移行 「ときがわ町浄化槽事業」に名称を変更

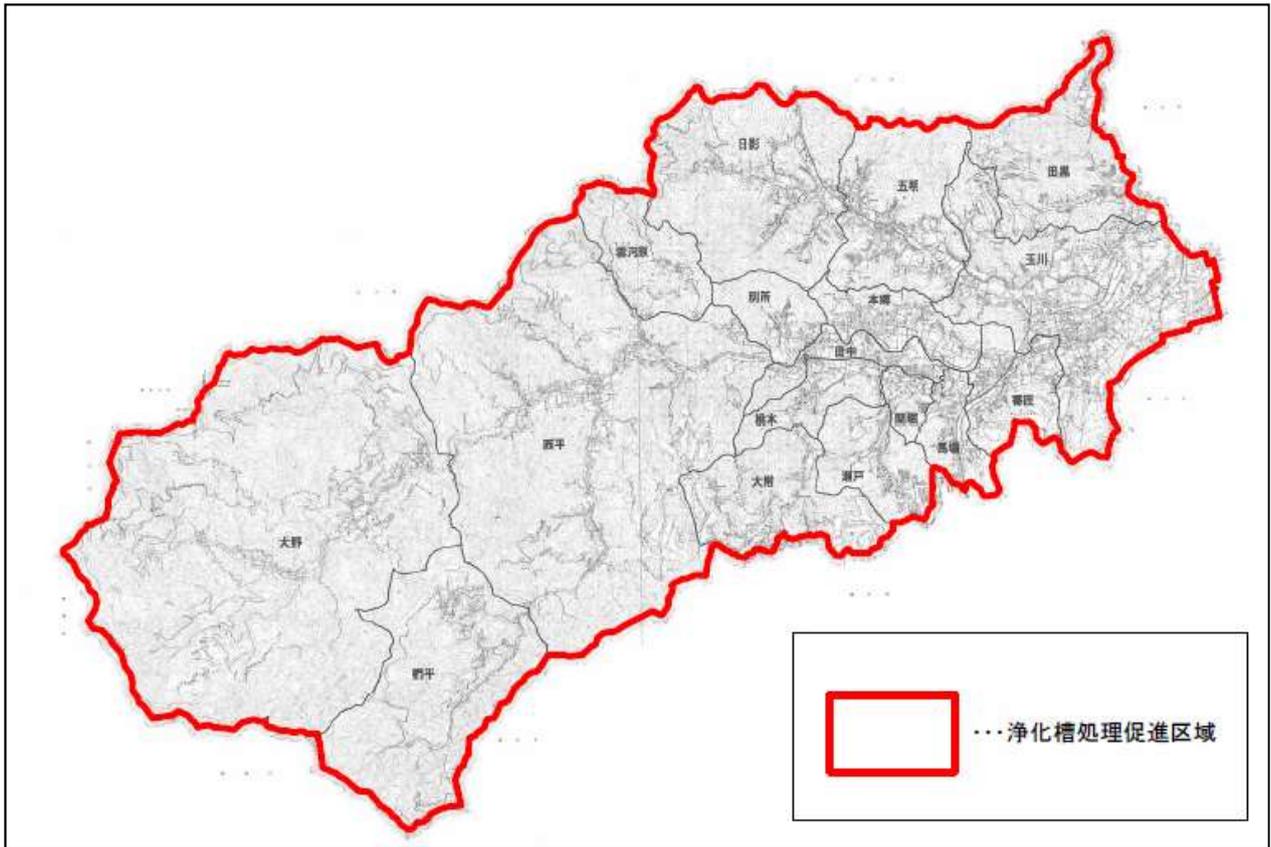
(2) 浄化槽事業の概要

浄化槽事業は、町内全域を浄化槽処理促進区域と位置づけ、町設置型浄化槽の維持管理を行うものであり、公共用水域の水質浄化、自然環境の保全、公衆衛生の向上を図っています。

■浄化槽事業の概要

事業	浄化槽事業
供用開始	平成 15 年度
法適・非適用区分	法適用 ※令和6年4月1日から法適用
処理促進区域面積 (令和6年度末)	5,590ha
処理促進区域内人口 (令和6年度末)	10,193 人
処理促進区域内人口密度 (令和6年度末)	1.82 人/ha
浄化槽設置基数 (令和6年度末)	1,138 基
整備人口 (令和6年度末)	3,826 人
広域化・共同化・ 最適化実施状況	—

■ときがわ町浄化槽処理促進区域



(3) 汚水処理人口普及率と町設置型浄化槽の基数

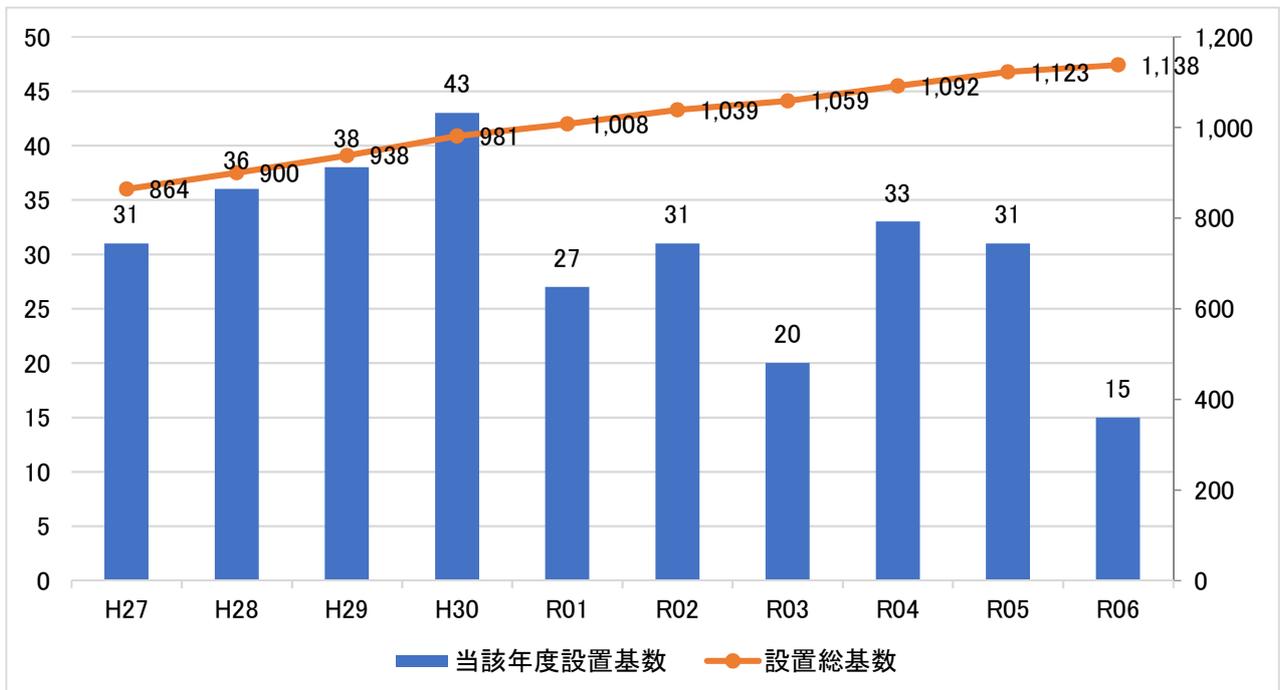
汚水処理人口普及率は、合併処理浄化槽（個人設置を含む）を利用している人口を、行政人口で除して算定します。町の汚水処理人口普及率（以下「普及率」という。）は、令和6年度末で79.0%となっており、平成27年度から8.4ポイント増加しました。また町設置型浄化槽の基数は、令和6年度末時点で1,138基となっています。

■普及率と町設置型浄化槽設置基数の推移

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
行政人口 (人)	11,780	11,561	11,400	11,199	11,025	10,874	10,728	10,524	10,373	10,193
汚水処理人口 (人)	8,313	8,308	8,298	8,277	8,246	8,230	8,225	8,153	8,130	8,053
うち町設置型	3,101	3,190	3,303	3,426	3,496	3,576	3,621	3,713	3,796	3,826
うち個人設置型	5,212	5,118	4,995	4,851	4,750	4,654	4,604	4,440	4,334	4,227
汚水処理人口普及率 (%)	70.6	71.9	72.8	73.9	74.8	75.7	76.7	77.5	78.4	79.0
当該年度町設置型基数 (基)	31	36	38	43	27	31	20	33	31	15
町設置型総基数 (基)	864	900	938	981	1,008	1,039	1,059	1,092	1,123	1,138

■町設置型浄化槽設置基数の推移

(単位：基)



(3) 町設置型浄化槽の概要

町設置型浄化槽は、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が95%以上、放流水のBODが10ミリグラム／リットル（日間平均値）以下及び放流水の総窒素濃度が10ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有する高度処理型浄化槽を採用しております。これは、国庫補助金である循環型社会形成推進交付金（以下「循環交付金」という。）の対象となる環境配慮型浄化槽に該当し、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの入替（以下「転換」という。）の場合は、浄化槽設置工事及び本体購入費（以下「浄化槽設置費」という。）の総事業費に対して、補助率1/2の交付を受けることができます。

また、転換の場合、県補助金である埼玉県浄化槽整備事業補助金の対象となり、1基につき50万円の交付を受けることができます。

(4) 浄化槽使用料

現在の浄化槽使用料は、平成15年度に旧都幾川村で事業を開始して以来、消費税率引き上げによる改定以外の改定を行っていません。

浄化槽使用料の体系は以下のとおりです。浄化槽の人槽で区分される定額制の「月額使用料」と、浄化槽の清掃に係る費用としてくみ取り汚泥量によって加算される「随時使用料」から成り立っています。

■浄化槽使用料

(税抜)

人槽区分	月額使用料	随時使用料
5人槽	2,380 円	くみ取り汚泥 10 リットルにつき 96 円
7人槽		
10人槽		
11人槽以上	2,380 円+10人槽を超えた部分に人槽当たり 238 円を乗じた金額	

出典：ときがわ町浄化槽事業条例より

■1月20㎡あたりの使用料の推移

(税抜)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
条例上の使用料 (10人槽までの場合)	2,380 円	2,380 円	2,380 円
実質的な使用料 (20㎡あたり)	3,668 円	3,780 円	3,862 円

※条例上の使用料：条例上の使用料（随時使用料は含まない）

※実質的な使用料：使用料収入(円)/年間有収水量(㎡)×20(㎡)

(5) 浄化槽設置分担金

5～10人槽の標準仕様の浄化槽設置分担金は、平成15年度に旧都幾川村で事業を開始して以来、改定を行っていません。また内税としており、消費税率引き上げによる改定も行っていません。金額については、当時の循環交付金基準額から1割を申請者負担とすることで設定されたものとなります。

11人槽以上の浄化槽については、主に公共施設、事業所、店舗及び併用住宅等が該当しますが、令和6年度までは併用部分の面積等に応じて、契約金額の1～3割が分担金となっていました。しかし、後述する経営改善により、令和7年度からは申請対象外となったことから、現在は以下の体系となっています。

※浄化槽の上に車が乗る耐荷重仕様の場合は、標準仕様との差額分を分担金に上乗せしています。この金額については毎年異なっています。

■浄化槽設置分担金

(税込)

人槽区分	分担金の額
5人槽	102,000 円
7人槽	113,400 円
10人槽	138,000 円

※ときがわ町浄化槽事業条例より（標準仕様の金額）

(6) 組織の状況

浄化槽事業はときがわ町水道課で運営しています。令和7年4月1日現在の組織体制、職員数、職種は次のようになっています。

- ・浄化槽事業の全般を統括する職員（課長、主幹） … 2名
 - ・浄化槽使用料に関する事務、会計に関する事務、工事及び維持管理を扱う浄化槽担当職員 … 3名
- 合計5名

浄化槽担当の年齢構成は30歳代主任2名、20歳代主事1名です。また、人事異動による職員の異動もあるため経験年数は短くなる傾向があり、浄化槽そのものや会計に関する知識等の継承が大きな課題となっています。

■組織図



※令和5年4月1日から機構改革により、水道課に浄化槽担当が統合されました。

令和6年4月1日から法適用となった後も、引き続き水道課にて業務を行っています。

※課長、主幹及び浄化槽担当1名は水道事業と兼務になります。

■職員数の推移と内訳（課長、主幹を除く）

（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07 【参考】
職員数	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3
うち損益勘定 支弁職員数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2
うち資本勘定 支弁職員数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1

※法適用前は損益勘定支弁職員及び資本勘定支弁職員の該当がないため、「—」で記載しています。

(7) 民間活力の活用等

保守点検は、埼玉県で保守点検業を登録している業者に業務委託しています。清掃については、町の浄化槽清掃許可業者へ業務委託しています。また、法定検査を埼玉県指定機関の一般社団法人埼玉県環境検査研究協会へ依頼しています。

(8) 広域化・共同化

特にありません。

(9) 資産活用の状況

特にありません。



Ⅲ

現状分析

1 経営状況分析

(1) 経営状況

浄化槽事業は、公営企業として独立採算の経営が原則であり、経営に必要な資金は使用料収入をもって賄う必要があります。令和6年度からは法適用となったことから、予算は収益的収支と資本的収支の2本立てとなっており、会計は複式簿記で処理されます。

収益的収支は、使用料収入などの収入と経営に必要な費用を示すものです。浄化槽事業の経営の特徴は、使用料収入のほか浄化槽事業会計補助金として一般会計から繰入れを受けています。

なお、費用の中には減価償却費等の現金支出を伴わない費用もあり、これらは資本的収支の財源に充てる内部留保資金となります。

資本的収支は、浄化槽設置費等の建設改良費の投資に必要な財源及びその費用を示しています。収入の主なものは、企業債の借入や一般会計からの出資金、国庫補助金等で、支出は浄化槽設置費や企業債元金の償還となります。なお、収入が不足する金額は、内部留保資金などで補てんしています。

収益的収支及び資本的収支の決算概要は、以下のとおりです。

■財政状況
【収益的収支】

単位(千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
純利益・純損失 B-C+D-E…A	15,716	15,582	14,417	14,191	31,253	884
経常利益①+② B	91,367	91,469	92,729	105,727	116,122	141,137
営業収益①	49,902	53,062	52,817	55,160	58,165	54,668
使用料収入	49,902	53,062	52,817	55,160	58,165	54,668
営業外収益②	41,465	38,407	39,912	50,567	57,957	86,469
国庫補助金	0	0	0	0	0	390
県補助金	0	0	0	0	0	400
他会計補助金	41,465	38,407	39,912	50,556	57,951	60,000
長期前受金戻入						25,658
その他	0	0	0	11	6	21
経常損失③+④ C	75,651	75,887	78,312	91,536	84,869	139,760
営業費用③	68,480	68,994	71,675	85,154	78,660	133,043
職員給与費	14,338	14,266	14,055	18,923	19,871	17,033
通信運搬費	216	239	223	247	259	311
修繕費	6,828	4,775	5,205	6,864	4,621	6,491
材料費	807	697	1,118	1,279	1,164	290
委託料	40,622	42,513	42,243	46,120	46,553	45,999
減価償却費						50,652
資産減耗費						2,948
その他	5,669	6,504	8,831	11,721	6,192	9,319
営業外費用④	7,171	6,893	6,637	6,382	6,209	6,717
支払利息	7,171	6,893	6,637	6,382	6,209	6,112
その他	0	0	0	0	0	605
特別利益 D						823
特別損失 E						1,316

出典：ときがわ町浄化槽事業決算状況調査

※令和元年度～令和5年度までは法適用前の特別会計(以下「法非適用」という。)であったため、数値は税込、該当がない項目は斜線となっている。令和6年度は法適用後のため税抜で表示されています。

【資本的収支】

単位(千円:税込)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的収支 G-H…F	△ 15,588	△ 16,474	△ 14,210	△ 13,083	△ 17,215	△ 7,185
資本的収入 G	30,774	36,705	25,526	41,289	35,666	30,797
地方債/企業債	8,800	13,100	12,600	16,700	16,300	7,600
出資金	0	0	0	0	0	15,000
他会計補助金	908	852	302	2,302	458	0
国庫補助金	13,366	13,522	7,602	12,624	11,271	5,441
県補助金	4,000	5,200	2,000	5,000	2,500	600
分担金	3,700	4,031	3,022	4,663	5,137	2,156
その他	0	0	0	0	0	0
資本的支出 H	46,362	53,179	39,736	54,372	52,881	37,982
建設改良費	30,774	36,705	22,526	36,089	33,166	15,843
地方債/企業債償還	15,588	16,474	17,210	18,283	19,715	22,139
その他	0	0	0	0	0	0
収支合算 A+F	128	△ 892	207	1,108	14,038	
補てん財源 I						7,185
当年度分損益勘定留保資金						6,490
当年度利益剰余金処分額						0
その他						695
補填財源不足額 I-F						0

※令和元年度～令和5年度までは法非適用であったため、該当がない項目は斜線となっています。

地方債/企業債元金残高	413,884	410,510	405,900	404,317	403,302	400,264
-------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

【他会計繰入金】

収益的収支分	41,465	38,407	39,912	50,556	57,951	60,000
基準内繰入金	22,759	23,367	23,847	24,665	25,924	34,054
基準外繰入金	18,706	15,040	16,065	25,891	32,027	25,946
資本的収支分	908	852	302	2,302	458	15,000
基準内繰入金	0	0	0	0	0	0
基準外繰入金	908	852	302	2,302	458	15,000

用語の解説

- 「純利益・純損失」
 - … 総収益から総費用を差し引いた金額
- 「営業収益」
 - … 使用料等の収益
- 「営業外収益」
 - … 他会計補助金等の収益
- 「営業費用」
 - … 主たる営業活動のために生じる費用
- 「営業外費用」
 - … 企業債の支払利息等
- 「特別利益」
 - … 臨時的に発生した収益
- 「特別損失」
 - … 臨時的に発生した費用
- 「資本的収入」
 - … 企業債の借入等建設改良に伴う収入
- 「資本的支出」
 - … 建設改良費や企業債の償還金等
- 「補てん財源」
 - … 資本的支出に対して資本的収入が不足する額を補てんする内部留保等の財源
- 「他会計繰入金」
 - … 一般会計からの繰入金
- 「基準内繰入金」
 - … 一般会計が負担すべき費用(公費)は総務省より毎年、繰出基準が示されており、その基準に基づく繰入金
- 「基準外繰入金」
 - … 繰出基準に基づかない繰入金

(2) 財政状況の分析

浄化槽事業の財政状況については、以下のとおりとなっています。

①他会計繰入金

法非適用の時は、歳出に対する歳入不足額を一般会計繰入金で受けており、令和3年度までの基準外繰入は使用料収入の約30%の額となっていました。しかし、令和4年度より、法適用移行業務や浄化槽設置基数の増加により維持管理業務が増加したことから、職員数が2名から3名に増加したことに伴い、職員給与費が増加となり、基準外繰入金は使用料収入の50%を超えています。

また、令和6年度からの法適用に伴い、一般会計から浄化槽事業会計補助金の交付を受ける方式に変更となりました。令和6年度は6,000万円となっています。

以上から、浄化槽事業については、汚水処理にかかる費用を使用料で賄う独立採算の原則を満たしていない状況と言えます。

②収益的収支

浄化槽事業会計補助金によって、収支は黒字の状態です。

浄化槽総設置基数の増加に伴う保守点検・清掃委託料及び経年劣化による修繕費等の維持管理費の増加や、令和6年度からの法適用に伴う減価償却費の計上等により営業費用は増加しています。

③公営企業会計

令和6年度からの法適用によって公営企業会計となったことから、収益的収支入に長期前受金戻入、収益的支出に減価償却費が計上されることになりました。また、令和6年度は法適用に伴う打切り決算により、特別利益及び特別損失を計上しています。

④資本的収支

建設改良費の財源は、企業債（法非適用時は地方債）、出資金、国庫補助金、県補助金、分担金等です。

法非適用の令和5年度までの資本的収支はマイナスで推移しており、令和6年度は法適用に伴い、資本的収支の不足分は各種補てん財源によって賄っています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は総務省が推進する「見える化」の一環として、経営指標の経年比較や他公営企業（類似団体平均）との比較等を行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、経営状況をわかりやすく説明するために策定しているものです。

浄化槽事業においては、特定地域生活排水処理事業として経営比較分析表の公表を行っています。

経営戦略では、浄化槽事業における令和元年度から令和6年度の経年比較による分析を行いました。また、経営戦略策定時点では全国の経営比較分析表は令和5年度末のものが最新であるため、令和5年度時点の埼玉県内近隣団体、類似団体平均、全国平均とときがわ町の経営指標を比較し分析しました。

■類似団体区分一覧表

供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
30年以上	K1	0
15年以上	K2	237
15年未満	K3	46

※総務省：地方公営企業決算 令和5年度経営比較分析 類似団体一覧より

浄化槽事業の類似団体区分は、K2に該当します。K2は浄化槽事業と同じく特定地域生活排水処理事業のうち、供用開始後15年以上30年未満の団体を指します。近隣団体の比較では、浄化槽事業が令和5年度時点では法非適用であったため、埼玉県内で特定地域生活排水処理事業を実施する団体から、同じく令和5年度時点で法非適用の秩父市、吉見町、小鹿野町及び寄居町を選出し、経営比較分析表から各種指標を比較しました。

■経年比較 グラフ凡例

	… ときがわ町
	… 類似団体平均値

①経常収支比率(%) ◆法適用 ※令和6年度から

基本算式： $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$

収益的収支比率(%) ◆法非適用 ※令和5年度まで

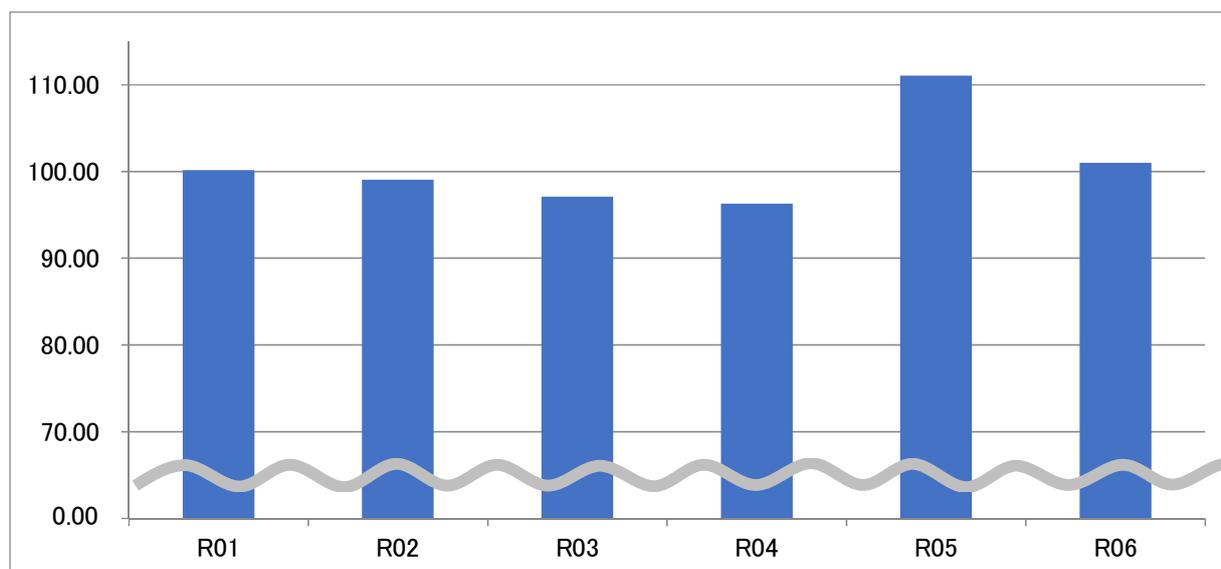
基本算式： $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$

法適用後の経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や浄化槽事業会計補助金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、法非適用時の収益的収支比率は、使用料収入や一般会計繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組みが必要になります。

■経常収支比率(収益的収支比率) 経年比較

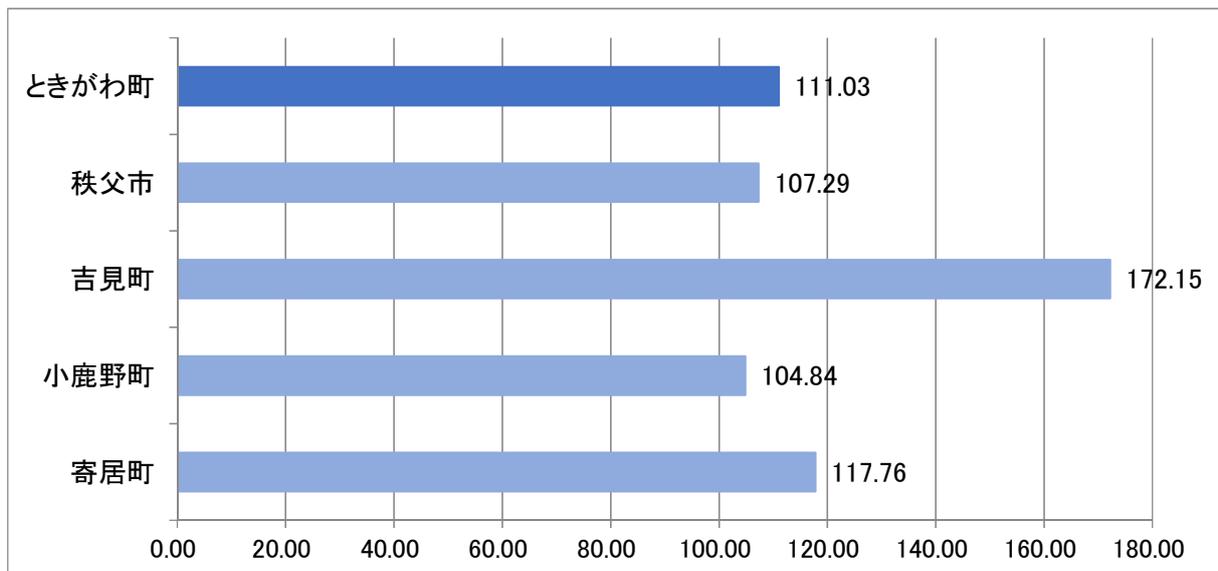
(単位：%)



	R01	R02	R03	R04	R05	R06
ときがわ町	100.14	99.03	97.08	96.27	111.03	100.99

■収益的収支比率 類似団体比較

(単位：%)



評価

令和2年度～令和4年度までは100%を下回っており、赤字の状況でしたが、令和5年には総支出が総収益を上回り、黒字に転じました。令和6年度の法適用後も黒字となっていますが、使用料収入の不足額を主に浄化槽事業会計補助金で補てんしている状況になっています。

課題

使用料収入については、設置基数の増加に伴い増加していますが、令和7年度から申請対象を転換のみに見直したことにより、基数の増加は今後緩やかになる見込みのため、使用料収入は緩やかに増加することが予測されます。更なる経費削減を行い、効率的な経営を図る必要があります。

②累積欠損金比率(%) ◆法適用のみ ※令和6年度から

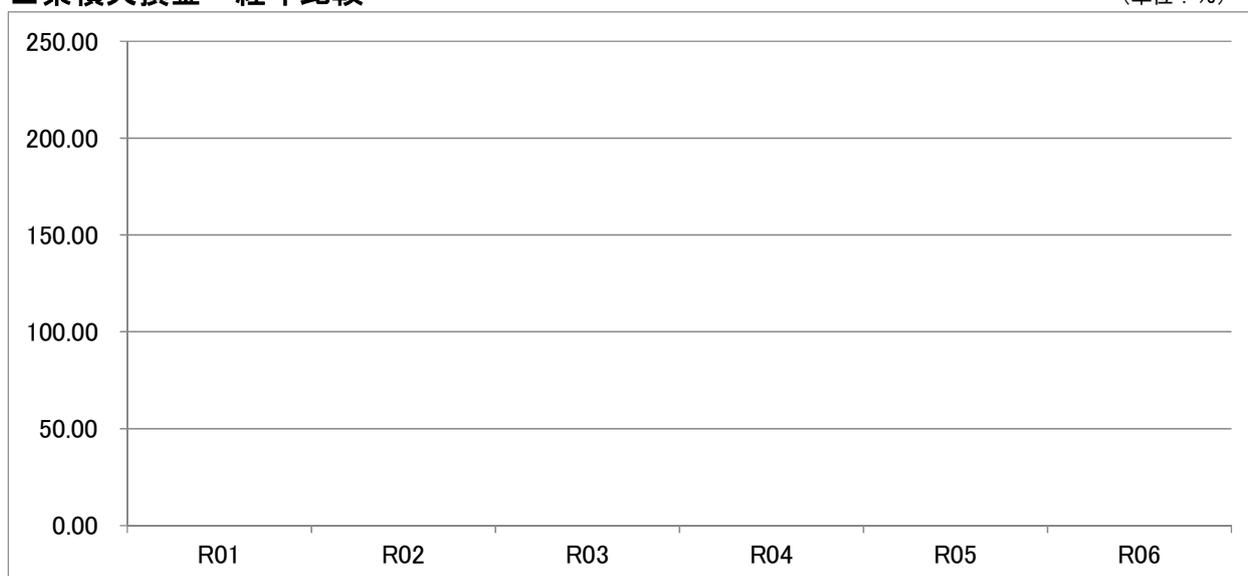
基本算式： 当年度未処理欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

営業収益（浄化槽使用料）に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められ、累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があると言えます。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。

■累積欠損金 経年比較

(単位：%)



	R01	R02	R03	R04	R05	R06
とがわ町	—	—	—	—	—	0.00
平均値	—	—	—	—	—	—

※法適用団体が対象の指標のため、令和元年度～令和5年度までは「—」で記載し、令和5年度末時点の類似団体の比較は行いません。

評価

法適用初年度であり、累積欠損金は生じていません。

課題

今後も累積欠損金が生じないように、経常収支比率と同様に、更なる経費削減のためを行い、効率的な経営を図り、健全経営を行う必要があります。

③流動比率(%) ◆法適用のみ ※令和6年度から

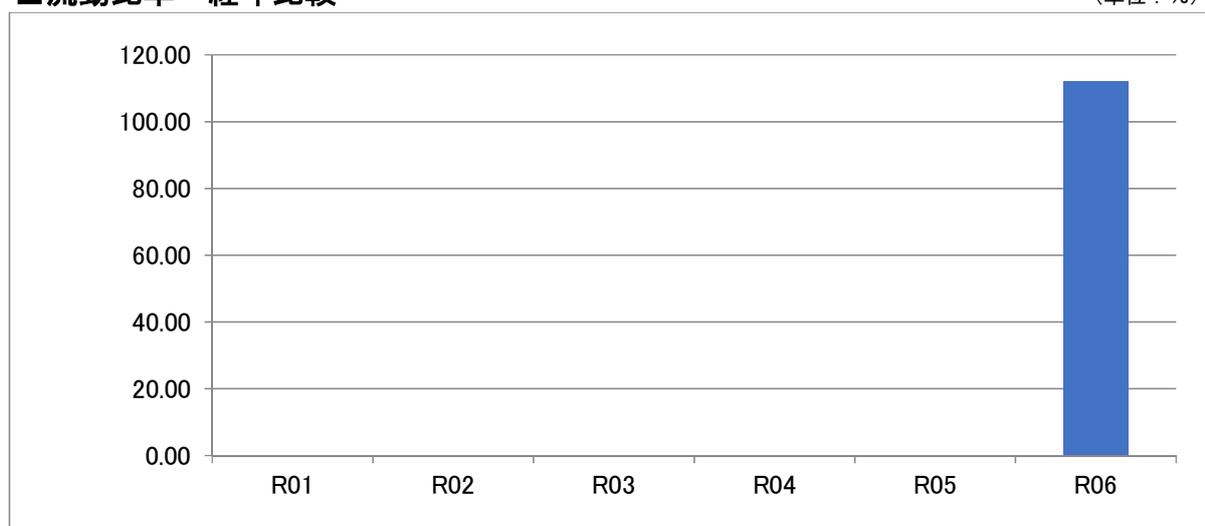
基本算式：流動資産／流動負債×100

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄っておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。

■流動比率 経年比較

(単位：%)



	R01	R02	R03	R04	R05	R06
ときがわ町	—	—	—	—	—	111.96
平均値	—	—	—	—	—	—

※法適用団体が対象の指標のため、令和元年度～令和5年度までは「—」で記載し、令和5年度末時点の類似団体の比較は行いません。

評価

流動比率は100%を少し上回っている程度となっていますが、令和7年度から浄化槽の申請対象を、財源が確保できる転換のみに見直したことにより、建設改良に係る企業債の発行はしないことから、今後は企業債の償還額が減少していくことが見込まれるため、流動比率は増加することが見込まれます。

課題

法適用初年度であるため、現金預金の確保が課題となりましたが、今後も不足が生じないように注視しながら、適切な資金運用に努める必要があります。

④企業債残高対策事業比率（％）◆法適用 ※令和6年度から

基本算式：
$$\frac{（企業債現在高合計 - 一般会計負担額）}{（営業収益 - 受託工事収益 - 雨水処理負担金）} \times 100$$

／（営業収益 - 受託工事収益 - 雨水処理負担金）× 100

企業債残高対策事業比率（％）◆法非適用 ※令和5年度まで

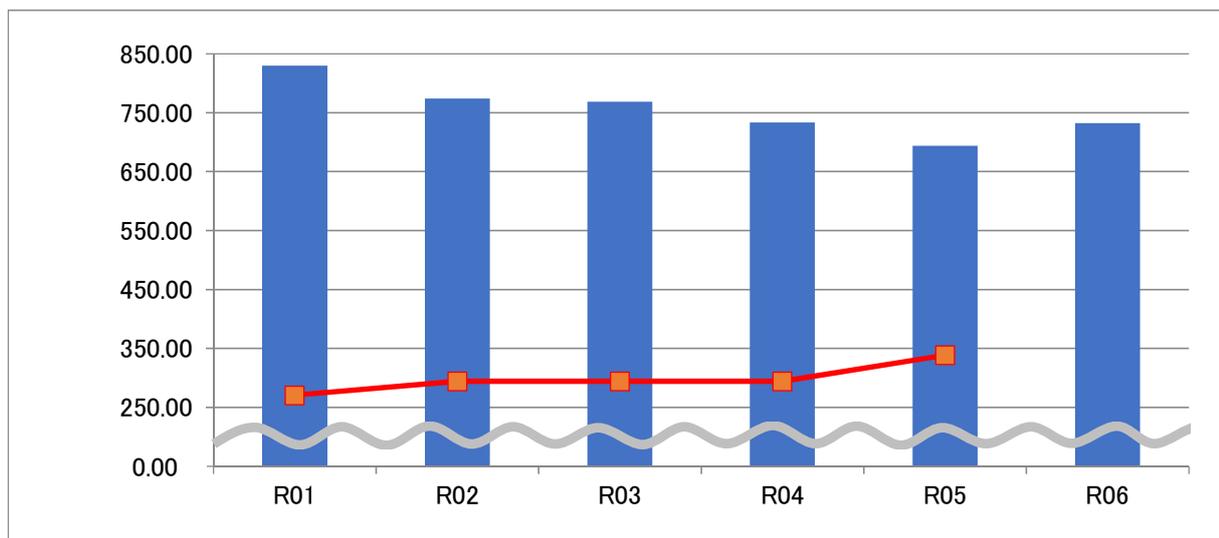
基本算式：
$$\frac{（地方債現在高合計 - 一般会計負担額）}{（営業収益 - 受託工事収益 - 雨水処理負担金）} \times 100$$

／（営業収益 - 受託工事収益 - 雨水処理負担金）× 100

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表します。

■企業債残高対策事業比率 経年比較

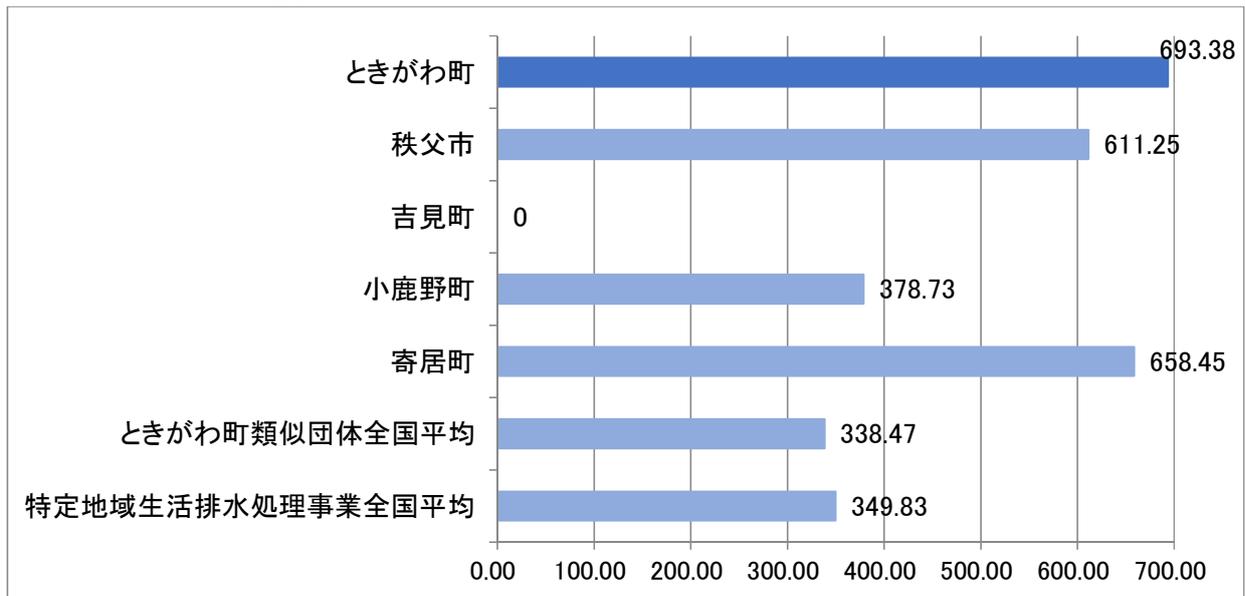
（単位：％）



	R01	R02	R03	R04	R05	R06
ときがわ町	829.39	773.64	768.50	732.99	693.38	732.17
平均値	270.57	294.27	294.09	294.09	338.47	—

■収益的収支比率 類似団体比較

(単位：%)



評価

類似団体と比較し高い数値となっていますが、ときがわ町は公共浄化槽事業を他に先駆けて実施してきたため、企業債の借入が年々積み重なってきたことが原因と考えられます。

課題

設置基数の増加による使用料収入の増加及び令和7年度以降から建設改良に係る企業債の発行はしないことから、企業債残高は減少していくため、今後は改善していくことが見込まれます。

⑤経費回収率（％）

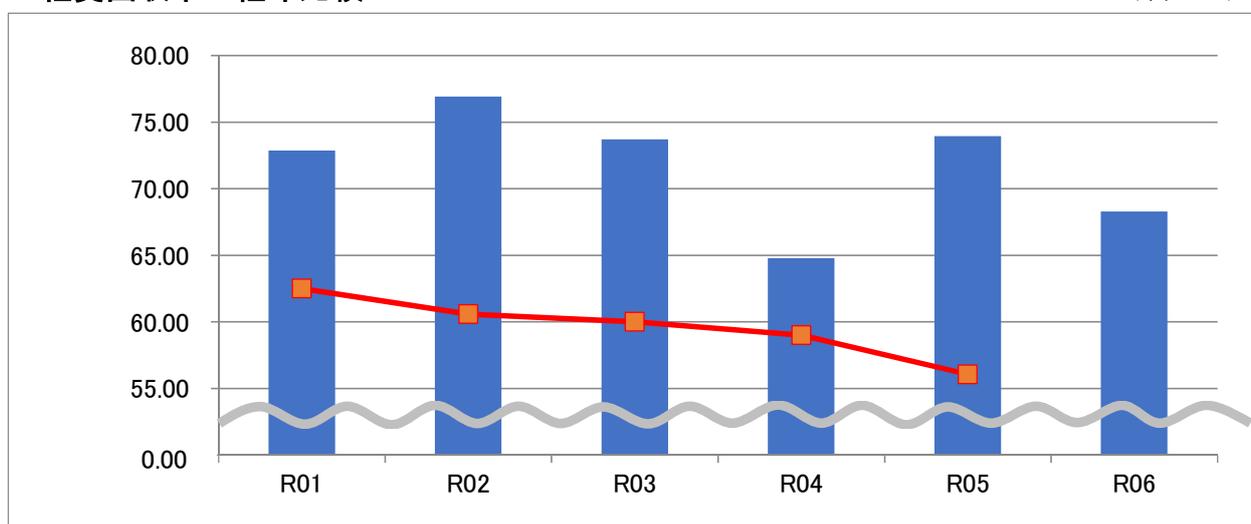
基本算式：浄化槽使用料／汚水処理費（公費負担分を除く）×100

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

国土交通省の資料「下水道使用料の算定」によると、「下水道事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び、当該事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」とされており、浄化槽事業においても適正な経費負担区分を前提とした「独立採算の原則」が定められていることから、経費回収率が100%以上になることを求められています。

■経費回収率 経年比較

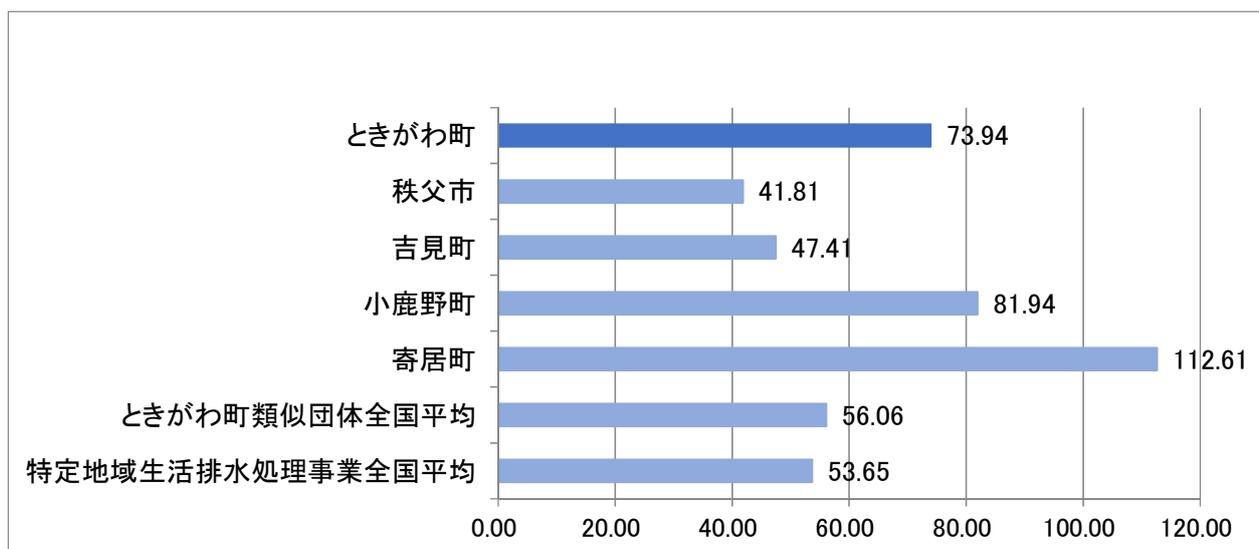
（単位：％）



	R01	R02	R03	R04	R05	R06
ときがわ町	72.87	76.91	73.69	64.78	73.94	68.29
平均値	62.50	60.59	60.00	59.01	56.06	—

■経費回収率 類似団体比較

(単位：%)



評価

経費回収率は類似団体の平均より上回っているものの、100%を下回っているため経費を使用料で賄えていない状況です。適正な使用料水準の検討や経費の節減に努めることが必要です。

課題

使用料収入については、設置基数の増加に伴い増加していますが、令和7年度から浄化槽の申請対象を転換のみに見直したことにより、基数の増加は今後緩やかになる見込みのため、使用料収入の増加も緩やかになることが予測されます。更なる経費削減を行い、効率的な経営を図る必要があります。

特に浄化槽清掃に関しては、業務委託料が10リットルにつき115円(税抜)[※]に対して、使用者が負担する随時使用料は96円(税抜)となっており、逆ザヤが発生しています。令和6年度決算においては、浄化槽清掃業務委託料2,702万2千円(税抜)に対して、随時使用料2,251万円(税抜)であり、差額は451万2千円となっています。この差額は月額使用料が充てられ、月額使用料を他の経費に充てることができなくなってしまっています。その分は浄化槽事業会計補助金が充てられるため、一般会計の負担増となり、今後逆ザヤの解消が課題となります。

[※]令和7年度浄化槽清掃業務委託料の単価11,428円/m³(税抜)から算出しています。

⑥汚水処理原価（円）

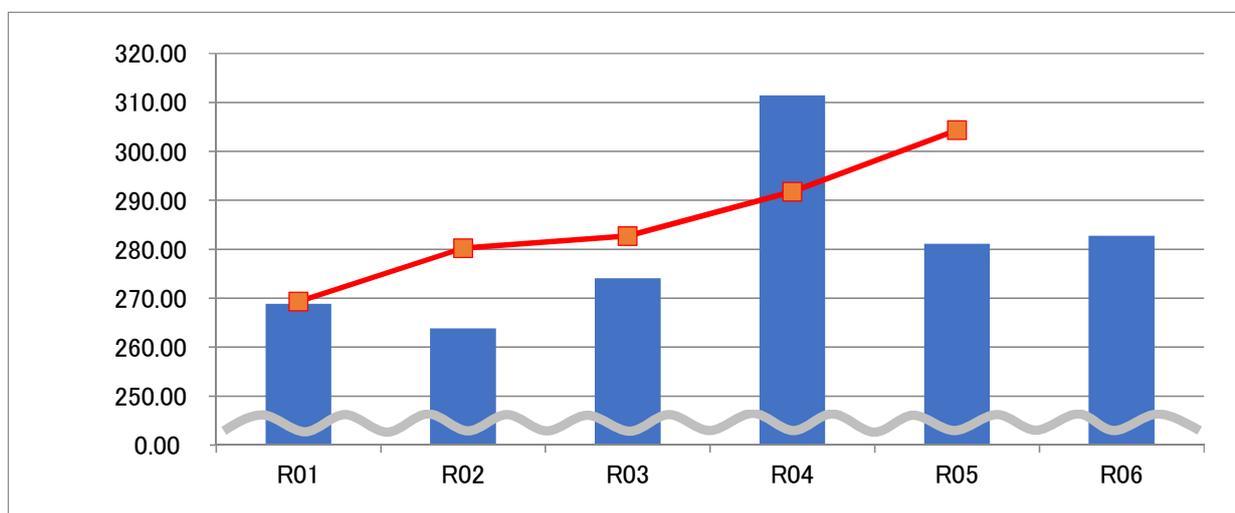
基本算式：汚水処理費（公費負担分を除く）／年間有収水量

汚水処理原価は、有収水量1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費（浄化槽に係る企業債の支払利息及び減価償却費等）・汚水維持管理費（浄化槽清掃及び保守点検等の維持管理に係る費用であり、職員給与費も含む）の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

総務省が示す「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円／20 m³を前提として行われていることに留意すること」（公営企業の経営にあたっての留意事項について平成26年8月29日総務省公営企業課長通知）を基にし、汚水処理原価も各自治体及び事業体に対して経営改善を求めています。

■汚水処理原価 経年比較

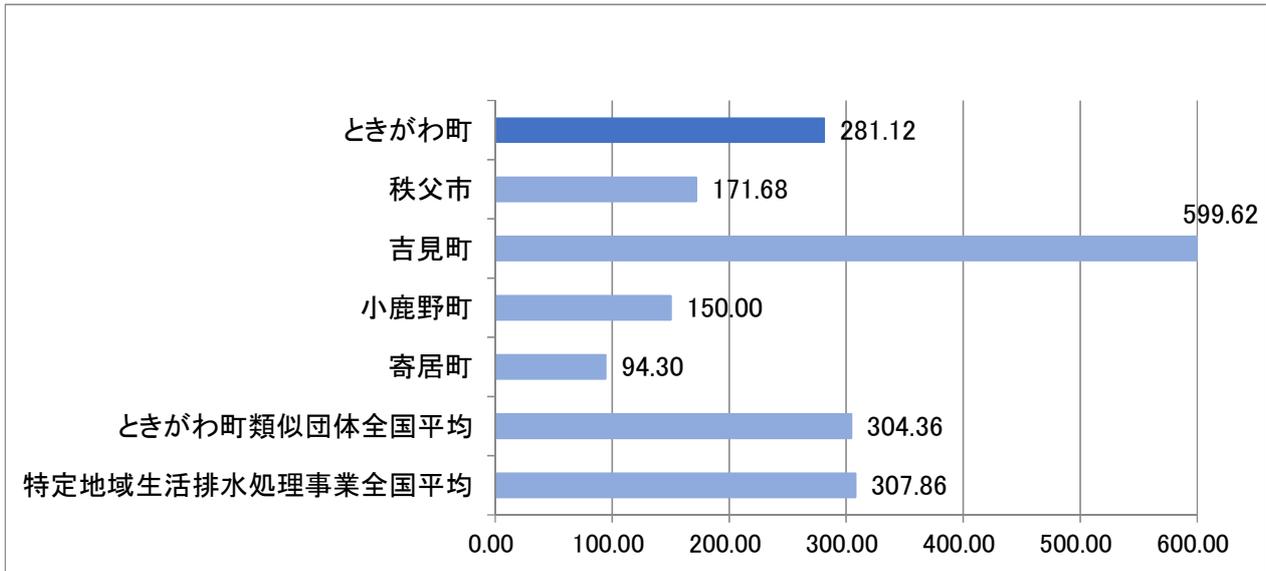
（単位：円）



	R01	R02	R03	R04	R05	R06
ときがわ町	268.83	263.83	274.08	311.46	281.12	282.75
平均値	269.33	280.23	282.71	291.82	304.36	—

■ 汚水処理原価 類似団体比較

(単位：円)



評価

汚水処理原価の経年比較では、浄化槽設置基数の増加に伴い、維持管理費用が年々増加していることから基本的には増加傾向にあります。特に令和4年度は担当職員1名増加に伴い、職員給与費が増となったことから一時的に急増していますが、令和5年度は法適用に伴う打切り決算により、法非適用時は出納整理期間（4月1日～5月31日まで）内に支払いをしていたものが未払金となり、この費用が含まれておらず、一時的に減少しました。

令和6年度は前述のとおり、維持管理費の増加に伴い、汚水処理原価は再び増加しており、今後も増加していくことが予測されます。

令和5年度時点では、類似団体や全国平均と比較すると、ほぼ同水準ですが、県内の類似団体と比較すると吉見町に次いで高い状況です。

課題

浄化槽設置基数の増加及び経年劣化に伴う修繕が増加しており、また物価上昇や人件費の増加から、今後維持管理に係る経費は増加することが予測されます。引き続き経費削減の積み重ねが必要となります。

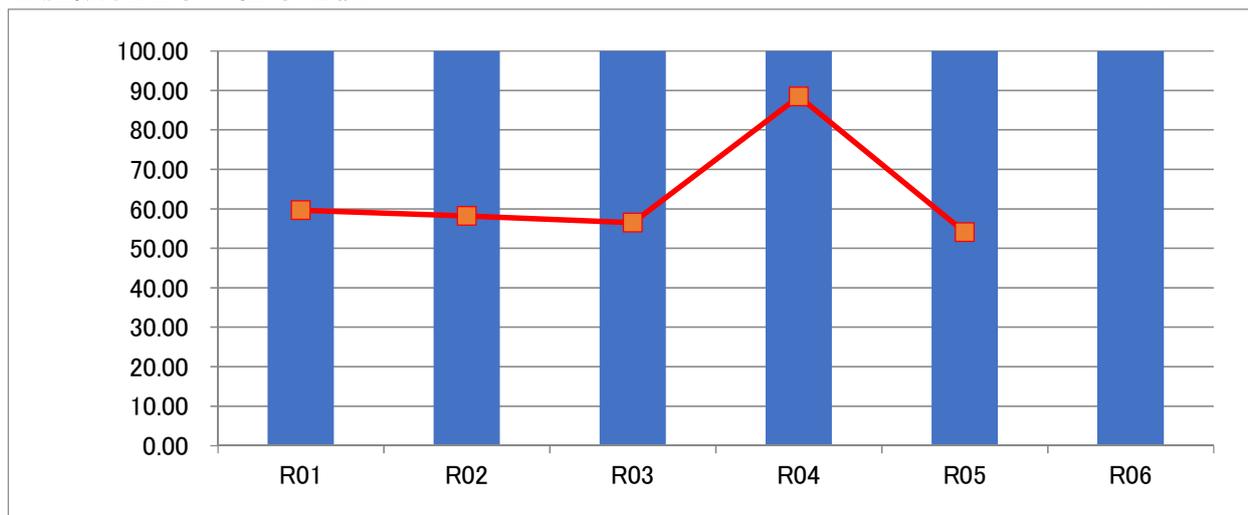
⑦施設利用率（％）

基本算式：晴天時一日平均処理水量／晴天時現在処理能力×100

施設利用率（町設置型浄化槽の利用率）は、浄化槽の処理能力のうち、実際に処理している量（処理量）の割合を示す値です。一般的には高い数値であることが望まれます。

■施設利用率 経年比較

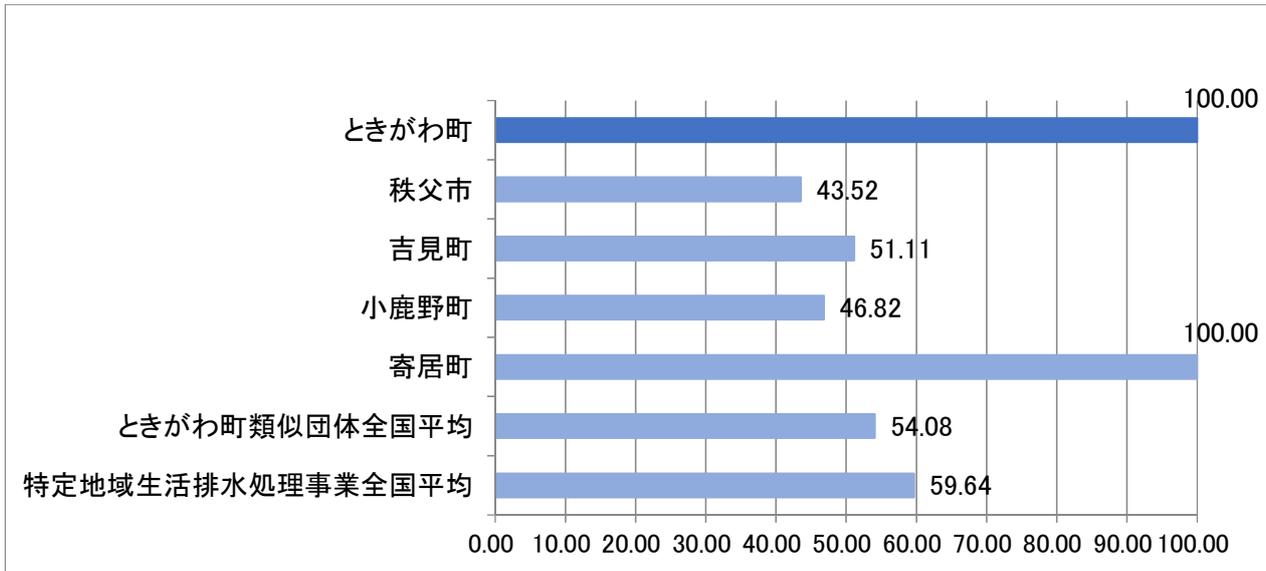
（単位：％）



	R01	R02	R03	R04	R05	R06
ときがわ町	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
平均値	59.64	58.19	56.52	88.45	54.08	—

■施設利用率 類似団体比較

(単位：円)



評価

ときがわ町は、町設置型浄化槽は流入する全ての汚水を処理しているため、100%となっており、類似団体や全国平均と比較し、高い数値となっています。

課題

—

⑧水洗化率（％）

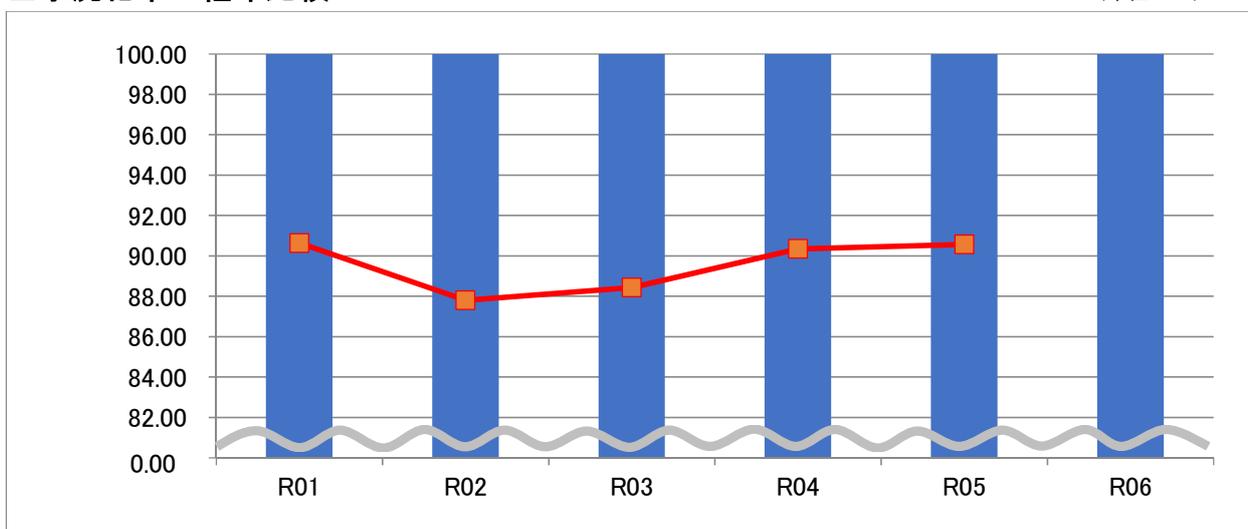
基本算式： $\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

現在処理区域内人口（汚水処理施設が整備されている区域に居住している人口）のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいとされます。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組みが必要となります。

■水洗化率 経年比較

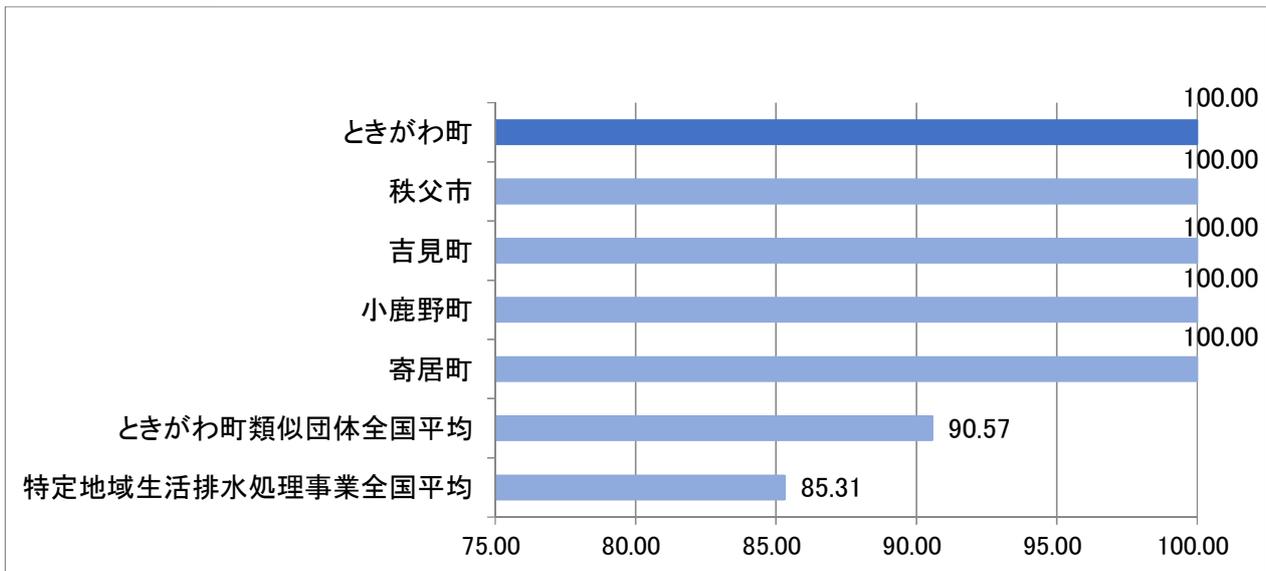
（単位：％）



	R01	R02	R03	R04	R05	R06
ときがわ町	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
平均値	90.63	87.80	88.43	90.34	90.57	—

■水洗化率 類似団体比較

(単位：円)



評価

浄化槽事業の現在処理区域内人口は、浄化槽設置済人口と同じ値となり、浄化槽設置済人口は、水洗便所設置済人口と同じ値となるため、常に100%となっています。

課題

—

(4) これまでの主な経営健全化の取組み

令和6年度決算において、経費回収率は、68.29%となっており、浄化槽事業は、浄化槽事業会計補助金に対する依存度が大きく、町の財政を圧迫している要因となっています。一般会計の負担を減らすため、これまでに以下の取組みを行い、経営の健全化を図っています。

①申請対象の見直し

令和6年度からの法適用に伴い、浄化槽事業の財政状況が見える化したことにより、経営の健全化のため、経費の内容を見直しました。

浄化槽事業の経費は、特に浄化槽設置費等に係る企業債の支払利息及び企業債償還金（以下「元利償還」という。）が大きく、令和15年度までは年間約3,000万円もの償還が必要になり、経営を圧迫している大きな要因となっています。元利償還の財源は、浄化槽事業会計補助金^{*}が基になっており、使用料収入では賄えておらず、独立採算の原則を満たせていません。

これ以上元利償還を増加させないことが、将来的な浄化槽事業会計補助金の削減に繋がるため、まずは企業債の発行をやめるために、申請対象を見直すことにしました。

浄化槽事業の申請は、町内全域が浄化槽処理促進区域であるため、公共下水道未整備であることや町が適切に維持管理することで河川水質の向上を図る観点から、これまでは転換の他、新築や個人設置型の合併処理浄化槽からの入替（以下「新築等」という。）も対象としていました。

浄化槽設置費の財源を確認すると、新築等の場合は、国庫補助金の補助率は1/3のため、財源が不足し、企業債を発行する必要がありますが、転換の場合は、国庫補助金の補助率が1/2となり、県補助金の対象にもなることから、財源がより確保され、企業債の借入は不要となっています。また、新築等は必ず合併処理浄化槽が設置される一方、既存の住宅には単独処理浄化槽やくみ取り便槽が未だに多く残っており、これらの転換を促進することが河川水質の向上に繋がることから、「ときがわ町浄化槽事業条例」

（以下「条例」という。）の一部を改正し、申請対象を財源的に有利な転換のみに限定しました。これにより、元利償還が抑制され、令和35年度には元利償還は完済する見込みとなっています。

また、これまで公共施設、事業所、店舗及び併用住宅等も含め、11人槽以上の浄化槽も申請対象となっていました。これらの場合は、税金や事業資金等で浄化槽に係る費用を賄うことができるため、令和7年度からは申請対象外としました。専用住宅・10人槽以下の浄化槽は、全額個人の負担となるため、引き続き申請の対象とし、転換の促進を図ります。

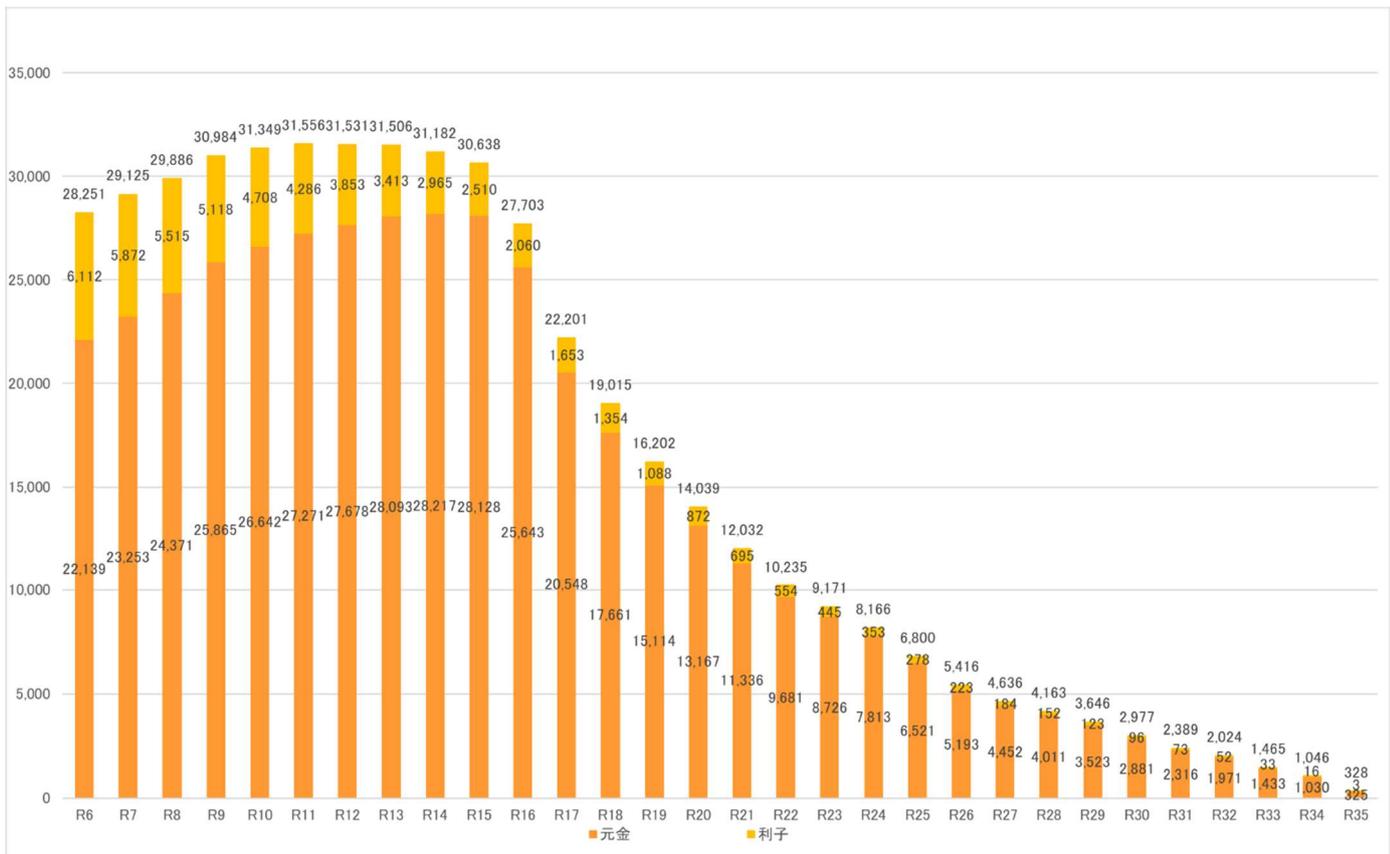
11人槽以上の浄化槽については、10人槽以下の浄化槽と比較して、ブロワの個数が3個、分電盤が必要となり、附属品が多くなっています。加えて、保守点検業者では逆止弁の交換が実施できず、浄化槽メーカーに依頼する必要があります。維持管理にかかる費用負担が大きいものとなっていました。11人槽以上の浄化槽は、鋳鉄製の蓋を採用してい

るため、錆やすく、定期的に交換する必要がありますが、1基につき約50万円の費用がかかっていました。今後は11人槽以上の新規設置はないため、維持管理費用を抑えることができます。

※企業債償還金は資本的収支で行いますが、収益的収支のうち減価償却費等の現金支出を伴わない支出が企業内部に蓄えられ、内部留保資金となり、資本的収支の不足分に充てられています。この財源は主に浄化槽事業会計補助金となります。

■法適用後の元利償還について

(単位：千円)



■転換と新築等の財源比較

	転換	新築等
国庫補助金	補助率 1/2	補助率 1/3※
県補助金	50 万円/基	—
企業債	—	約 40～60 万円/基

※総事業費の6割以上が転換の場合、1/2補助となるが、近年はこの基準を満たしていない。

②補助金制度の見直し

浄化槽事業では、「くみ取り便槽等撤去費補助金交付規程」により、既存の単独処理浄化槽、くみ取り便槽又は合併処理浄化槽の撤去費に係る補助金として、10万円を限度額として交付していました。単独処理浄化槽とくみ取り便槽の場合は、全額県補助金が財源となりますが、合併処理浄化槽の場合は、全額浄化槽事業会計補助金となっていました。

また、「生活排水路・放流ポンプ整備費補助金交付規程」により、長距離排水路の整備費に係る補助金として、事業費の1/2補助・限度額100万円、共同排水路の整備費に係る補助金として、事業費の1/2補助・限度額100万円、放流ポンプの整備費に係る補助金として、事業費の1/2補助・限度額6万円を交付していました。長距離排水路については、転換のみ20万円までが県補助金、それ以外は浄化槽事業会計補助金が財源となり、新築等の場合は全額浄化槽事業会計補助金で負担していました。共同排水路整備と放流ポンプについては全額が浄化槽事業会計補助金となり、財政圧迫の一因となっていました。

前述の条例改正により、申請対象を見直したことから、規程も改正する必要があり、これらの補助対象も見直すことになりました。財源が確保できるもののみを対象とし、浄化槽事業会計補助金で負担する補助金は廃止することで、経営の改善を図りました。

■補助金交付規程の改正

- ・「くみ取り便槽撤去費補助金交付規程」

区分	改正後			改正前		
	対象経費	補助額	財源	対象経費	補助額	財源
単独処理 浄化槽	全額	10万円	県補助金	全額	10万円	県補助金
くみ取り便槽	全額	10万円	県補助金	全額	10万円	県補助金
合併処理 浄化槽	—	—	—	全額	10万円	浄化槽事業会計補助金

- ・「生活排水路・放流ポンプ整備費補助金交付規程」→「生活排水路整備費補助金交付規程」に名称改正

区分	改正後			改正前		
	対象経費	補助額	財源	対象経費	補助額	財源
基本排水路	全額	20万円	国庫補助金 10万円 県補助金 10万円	全額	20万円	国庫補助金 10万円 県補助金 10万円
長距離排水路	全額	20万円	県補助金	1/2	100万円	浄化槽事業会計補助金 ※転換のみ県補助金 20万円
共同排水路	—	—	—	1/2	100万円	浄化槽事業会計補助金
放流ポンプ	—	—	—	1/2	6万円	浄化槽事業会計補助金

③浄化槽事業長寿命化計画作成による修繕費の財源確保について

浄化槽の修繕費に関しては、浄化槽使用料でその全てを賄えない状態となっており、残りの財源には浄化槽事業会計補助金が充てられていました。

浄化槽事業では、令和7年度に浄化槽事業長寿命化計画を作成しました。この計画に基づく浄化槽の改築に要する費用は、循環交付金の対象となることから、令和8年度より使用開始から7年を経過した浄化槽のブロワや躯体・仕切板補修等の修繕費は、補助率1/3の国庫補助が受けられることとなります。

④保守点検回数の見直し

町設置型浄化槽は5～50人槽までを管理していますが、保守点検の回数については、全ての人槽で一律に年4回実施していました。ただし、20人槽以下の保守点検の回数については、環境省関係浄化槽法施行規則第6条第2項の規定では、年3回となっています。町設置型浄化槽は維持管理の観点から法定より回数を多くしていましたが、経営改善を図るため、令和8年度から、町設置型浄化槽についても、20人槽以下の浄化槽は年3回とすることにしました。

これにより、年間約400万円が削減され、保守点検業務委託料の財源となっていた浄化槽使用料を他の経費へ充てるできるようになります。

IV

将来の事業環境

1. 将来の事業予測

(1) 人口の予測

ときがわ町の人口ビジョンを示した、令和4年3月策定の「第二次ときがわ町総合振興計画後期基本計画」(以下「総合振興計画」という。)における将来人口推計値は、平成27年度の国勢調査を基とした、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)推計値を採用しています。

しかし、社人研推計値については、その後令和2年度の国勢調査を受け、令和5年度に更新されています。最新の推計値は、令和2年から令和32年までの30年間(5年毎)について、男女年齢(5歳)階級別の将来人口を推計したもので、近年の人口減少、高齢化及び移動率が考慮されています。

以上のことから、総合振興計画との整合性も踏まえ、本計画では、最新の社人研推計値にて人口の予測を行います。同じく令和7年度策定のときがわ町生活排水処理基本計画(以下「生排計画」という。)も同様の推計値を採用しています。

■行政人口の推移(実績) (単位:人)

R02	R03	R04	R05	R06
10,874	10,728	10,524	10,373	10,193

■将来行政人口の推計(計画期間内) (単位:人)

R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
9,572	9,416	9,258	9,100	8,939	8,776	8,611	8,443	8,273	8,101

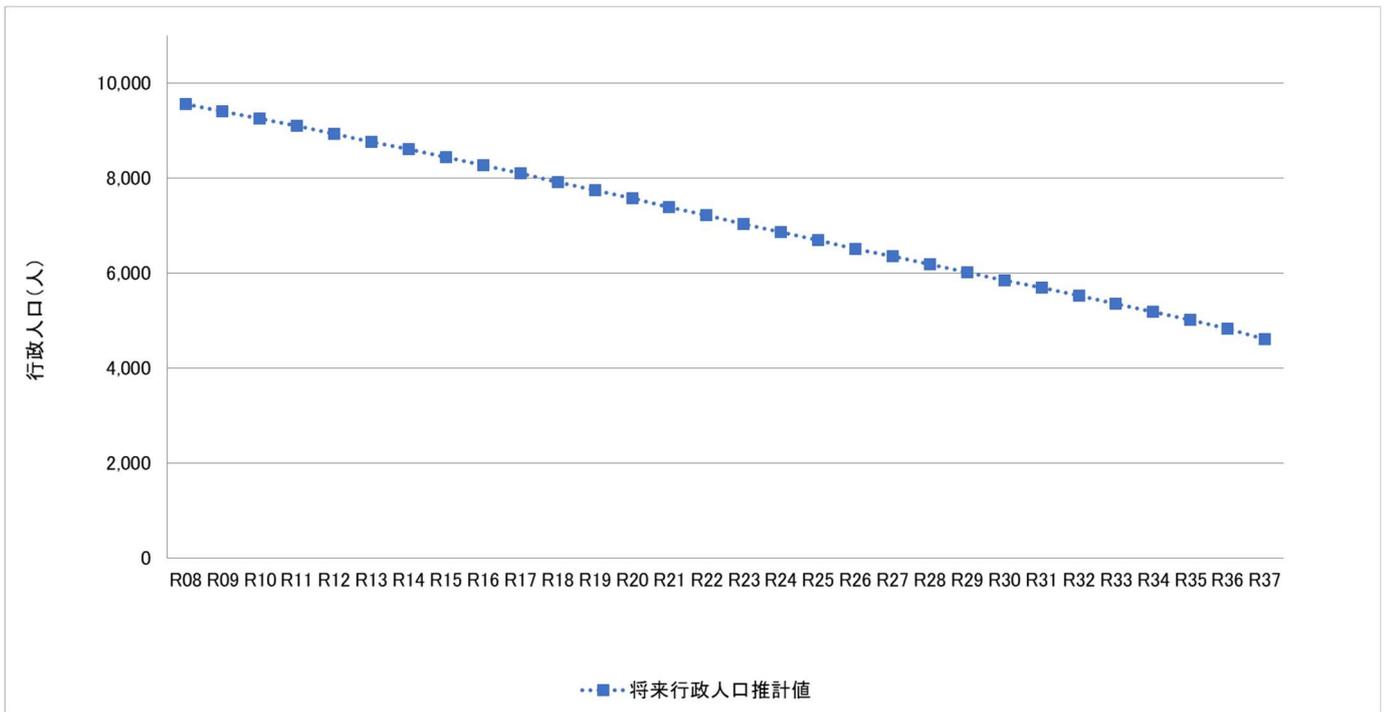
■将来行政人口の推計(計画期間以降含む) (単位:人)

R08	R12	R17	R22	R27	R32	R37
9,572	8,939	8,101	7,219	6,353	5,535	4,618

※社人研推計値は令和12年度、令和17年度、令和22年度、令和27年度、令和32年度の5年度毎の値のみが公表されているため、中間年度及び将来推計の値は線形近似により算出しています。

■将来人口の推計

(単位：人)



※社人研推計値より

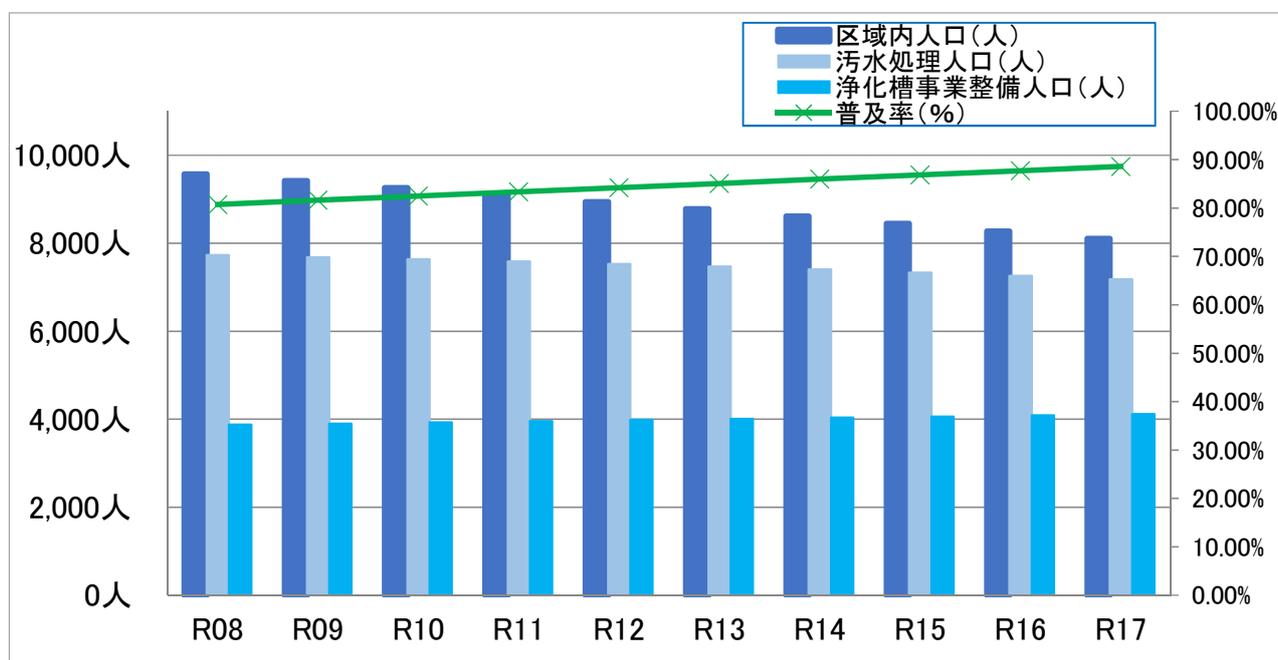
(2) 汚水処理人口及び浄化槽事業区域内人口の予測

町の汚水処理人口及び汚水処理人口普及率（以下「普及率」という。）については、生排計画と整合を図り、町の全域が浄化槽処理区域となっていることから、行政人口と区域内人口の数値が同じとなります。今後も転換が進み、普及率は増加し、経営戦略の計画期間の令和17年度時点においては、普及率は88.60%となる見込みとなっています。

汚水処理人口には、個人設置型の浄化槽も含まれています。汚水処理人口のうち、浄化槽事業の整備人口は、令和6年度末現在の数値に、5～10人槽の処理人槽別の使用人数の実績及び人口減少による使用休止を考慮し算出しました。浄化槽事業整備人口は年々微増し、令和17年度に4,115人となる見込みです。

■汚水処理人口及び浄化槽事業整備人口の推計（計画期間内）

項目	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
行政人口(人)	9,572	9,416	9,258	9,100	8,939	8,776	8,611	8,443	8,273	8,101
区域内人口(人)	9,572	9,416	9,258	9,100	8,939	8,776	8,611	8,443	8,273	8,101
汚水処理人口(人)	7,730	7,685	7,637	7,586	7,530	7,469	7,404	7,333	7,258	7,177
浄化槽事業整備人口(人)	3,880	3,903	3,930	3,957	3,984	4,008	4,034	4,061	4,088	4,115
普及率(%)	80.75	81.62	82.49	83.37	84.24	85.11	85.98	86.85	87.73	88.60

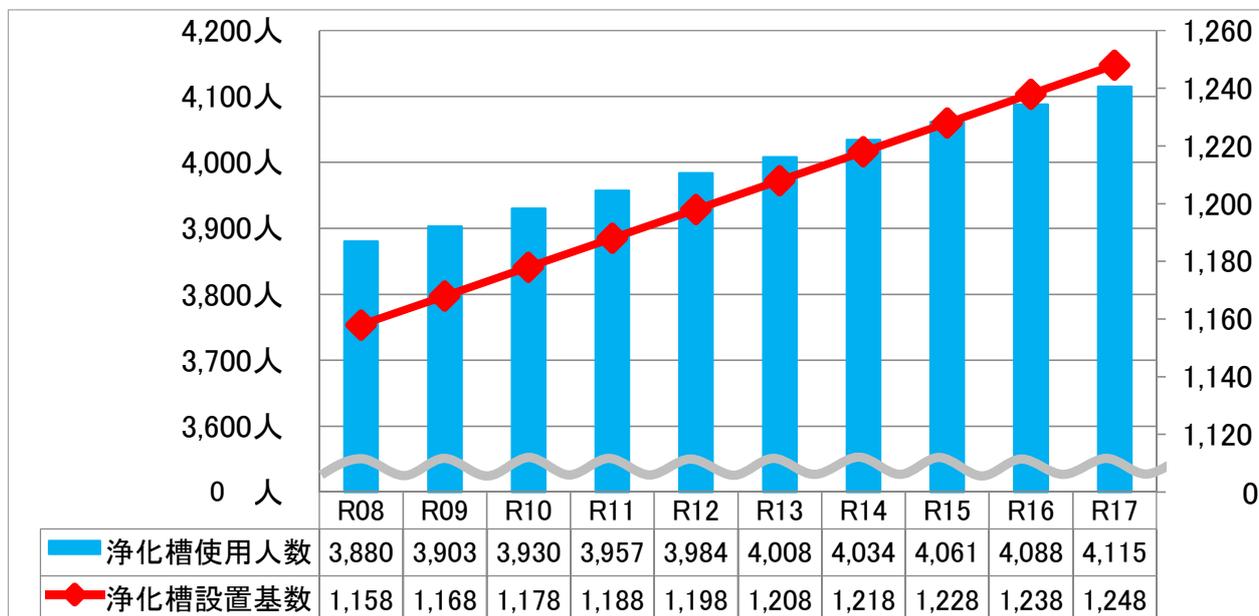


(3) 今後の事業の予定

浄化槽事業は、循環型社会形成推進地域計画に基づき、年間 10 基を整備する予定から、経営戦略期間内に 100 基の増加を見込んでいます。

■浄化槽使用人口及び浄化槽設置基数の予測

(単位：浄化槽使用人口 人 浄化槽設置基数 基)



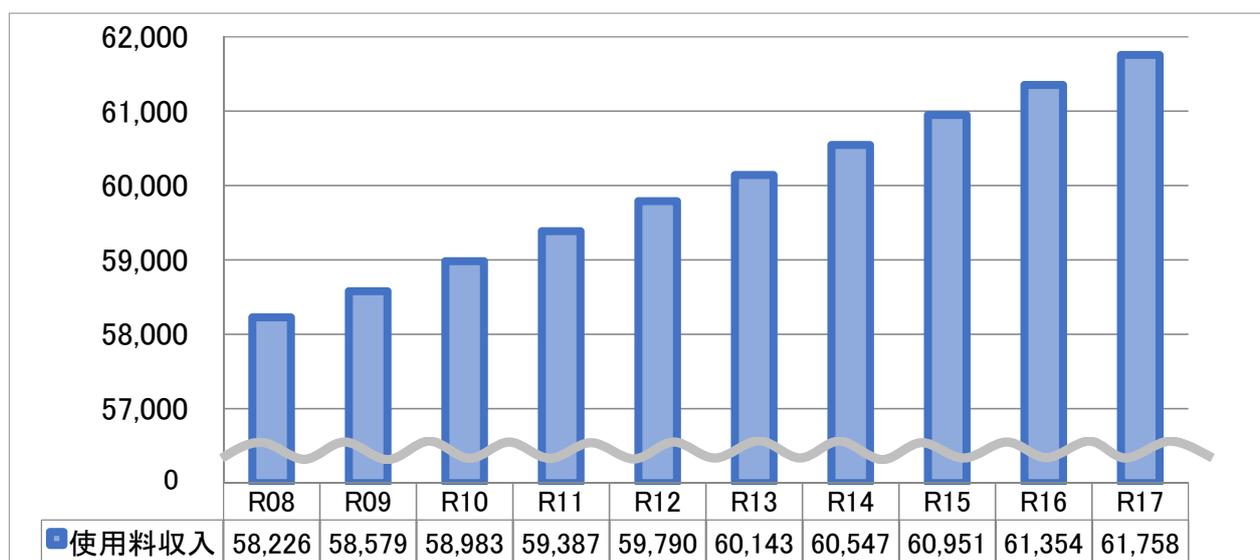
(4) 使用料収入の予測

浄化槽設置基数の推計から将来の使用料収入の推移を予測しました。月額使用料は定額制のため、浄化槽設置基数の増加に伴って、増加することが見込まれます。また、清掃基数の増加に伴い、随時使用料も増加することが見込まれ、使用料収入は今後も増加していくことが想定されます。

ただし令和7年度から申請対象を転換のみに見直したことにより、設置基数の増加は年間10基としました。人口減少により、使用休止及び廃止も年間2～3基となることが予測され、使用料収入の増加は今後緩やかになることが見込まれます。今後人口減少がさらに進み、浄化槽の使用休止及び廃止が急増すれば、使用料収入はいずれ減少に転じる可能性もあります。

■使用料収入予測

(単位：千円)



(5) 投資・財源の予測（浄化槽の見通し）

令和8年度から令和17年度までの今後10年間の建設改良費と財源の計画については以下のとおりです。年間約10基の浄化槽設置を目標としています。

■建設改良費と財源推計

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
建設改良費	18,560	18,694	18,830	18,969	19,111	19,256	19,403	19,554	19,708	19,864	
うち職員給与費	6,685	6,819	6,955	7,094	7,236	7,381	7,528	7,679	7,833	7,989	
財源内訳	国庫補助金	9,280	9,347	9,415	9,485	9,556	9,628	9,702	9,777	9,854	9,932
	県補助金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	6,280	6,347	6,415	6,484	6,555	6,628	6,701	6,777	6,854	6,932

事業開始当初の平成15年度に設置した浄化槽は、耐用年数である28年を間もなく迎えることから、老朽化に伴う対応を検討する必要があります。

仮に全ての浄化槽が耐用年数を迎える時点で更新工事を行った場合の費用について、試算を以下のとおり行いました。その費用は、固定資産台帳より取得価格を税込価格で合計したものであり、材料費及び工事請負費等の物価上昇を見込んでいません。

供用開始後に設置済みの浄化槽を耐用年数で更新していく場合、今後30年間で約16億円もの費用が必要となり、現在の経営状況から更新工事を行っていくことは非常に困難です。

このような状況から、浄化槽事業では、更新工事を行うのではなく、長寿命化計画を作成し、計画に基づいた改築事業（修繕）を行うことで、浄化槽の延命を図る方針を取ることとしました。環境省の「浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン（令和4年4月）」によると、耐用年数は50年までに延命できるとされています。延命後の浄化槽については、家屋の老朽化による解体や建替とともに撤去されることが想定されます。

また、令和7年度から浄化槽事業の申請対象は転換のみとしているため、仮に町設置型浄化槽を更新する場合は、個人設置型浄化槽に入れ替えることとなります。

■〈参考〉設置済みの浄化槽を耐用年数で単純更新した場合の更新費用

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
基数	5人槽	0	0	0	0	0	8	40	34	39	36
	7人槽	0	0	0	0	0	32	43	47	32	27
	10人槽	0	0	0	0	0	7	17	11	9	5
	その他	0	0	0	0	0	0	1	6	3	1
	合計	0	0	0	0	0	47	101	98	83	69
金額	5人槽	0	0	0	0	0	10,913	47,807	41,144	46,356	44,220
	7人槽	0	0	0	0	0	47,067	56,635	58,575	44,100	35,978
	10人槽	0	0	0	0	0	13,311	28,646	15,781	14,751	8,632
	その他	0	0	0	0	0	0	4,237	23,411	14,167	5,588
	合計	0	0	0	0	0	71,291	137,325	138,911	119,374	94,418

		令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度
基数	5人槽	27	22	25	31	29	34	28	21	19	25
	7人槽	28	30	23	17	23	35	16	10	7	10
	10人槽	6	8	5	3	6	3	2	3	3	6
	その他	1	6	1	2	4	0	0	0	0	0
	合計	62	66	54	53	62	72	46	34	29	41
金額	5人槽	34,104	26,803	31,989	39,239	33,971	41,180	36,657	28,919	24,950	31,102
	7人槽	37,976	40,161	31,690	23,581	29,567	45,612	22,546	15,082	10,149	14,168
	10人槽	10,530	14,000	8,996	5,419	9,847	5,411	3,664	5,866	5,422	10,450
	その他	7,427	36,131	4,013	10,298	23,355	0	0	0	0	0
	合計	90,037	117,095	76,688	78,537	96,740	92,203	62,867	49,867	40,521	55,720

		令和28年度	令和29年度	令和30年度	令和31年度	令和32年度	令和33年度	令和34年度	令和35年度	令和36年度	合計
基数	5人槽	28	15	24	11	16	13	16	0	0	541
	7人槽	11	6	13	6	13	5	5	0	0	439
	10人槽	2	1	0	1	4	1	1	0	0	104
	その他	2	0	0	0	0	6	0	0	0	33
	合計	43	22	37	18	33	25	22	0	0	1,117
金額	5人槽	37,179	19,617	30,653	14,974	20,060	19,338	20,547	0	0	681,722
	7人槽	15,678	8,511	18,431	8,675	19,024	8,815	6,659	0	0	598,680
	10人槽	3,513	1,828	0	1,772	7,779	2,473	2,095	0	0	180,186
	その他	20,870	0	0	0	0	10,069	0	0	0	159,566
	合計	77,240	29,956	49,084	25,421	46,863	40,695	29,301	0	0	1,620,154

(6) 組織の予測

組織については、公営企業会計に移行したことによる業務量の増加及び浄化槽の設置基数が1,000基以上を超えていることから維持管理に係る業務量が増加していることを考慮し、現状の職員体制と職員数を維持しなければなりません。また公営企業会計に精通した職員の確保が必要です。

なお、令和6年度では、損益勘定職員数3名でしたが、令和7年度より損益勘定職員数が2名、資本勘定職員数が1名としており、今後もそれぞれ同人数を想定しています。

2. 経営の基本方針と目標

浄化槽設置基数の増加による維持管理費の増加や、物価上昇、人口減少及び高齢化の進行により、今後の浄化槽事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなることが予測されます。

浄化槽事業を取り巻くこれらの課題を考慮すると、経費の増加による財政の圧迫は避けられないものと考えられ、独立採算の原則を守り継続的に経営可能な事業の確立が急務となります。そこで、健全な経営を実現するために、具体的に次の6つの基本方針を設定しました。

基本方針① 浄化槽事業会計補助金の削減と経常収支比率 100%以上の維持

経常収支比率（収益的収支比率）は令和5年度以降 100%を上回り、収支は黒字となっています。ただし、当数値は浄化槽事業会計補助金等の収益も含まれているため、公費負担分である基準内繰入金を除く基準外繰入金に関する部分は、削減していくことを目指します。

基本方針② 経費回収率の向上

経費回収率は 100%を下回っており、経費を使用料で賄えていない状況です。経費回収率の向上を目指し、収益の改善及び経費の削減に努め、改善が難しい場合は抜本的な経営改革の方向性を示します。

基本方針③ 国庫補助金等の活用

転換の場合、浄化槽設置費の財源は、国庫補助金（補助率 1/2）と1基につき県補助金 30 万円となっています。その他、くみ取り便槽等撤去費補助金の財源として、1基につき県補助金 10 万円、基本排水路整備に係る補助金の財源として、1基につき国庫補助金 10 万円と県補助金 10 万円、長距離排水路整備に係る補助金の財源として、1基につき県補助金 20 万円となります。

また、令和8年度から長寿命化計画に基づく改築事業（修繕費）の財源として国庫補助金（補助率 1/3）の交付を受けることとなります。

今後も、有利な補助金を活用しながら、浄化槽事業の財源を確保していきます。

経営方針④ 人材の育成

浄化槽の維持管理を適切に行うことで長寿命化を図ること、公営企業会計の理解や、人口減少等の社会情勢の変化に伴う新たな課題に柔軟に対応するために、職員の確保と育成に努めます。

基本方針⑤ 経営戦略の定期的な見直し

今後の人口減少や物価上昇による維持管理費の増加など、財務状況の検証等を行い、長期的に安定して事業運営できるよう、経営戦略においては、原則5年ごとに見直し、改定することとします。

基本方針⑤ 弾力的な使用料の見直し

経営戦略の進捗検証と同時に、将来的に経常収支比率 100%以上及び経費回収率の向上を目指すために、現状及び将来の経営状況を踏まえて浄化槽使用料が適正であるかの検証を行い、必要に応じて使用料水準の再設定や、使用料の改定を検討していきます。

V

投資・財政計画（シミュレーション）

1. 今後の投資・財源についての考え方・検討状況

（1）収支計画のうち投資についての説明

①投資の目標に関する事項

「第IV章 将来の事業環境（5）投資・財源の予測（浄化槽の見通し）」のとおり、今後の投資は年間10基の浄化槽設置を目標としています。

②建設・更新に関する事項

「第IV章 将来の事業環境（5）投資・財源の予測（浄化槽の見通し）」のとおり、既存資産の浄化槽を耐用年数に基づく更新を行った場合、令和37年度までの投資累計額は約16億円（※取得当時の価格）が必要となりますが、浄化槽事業では更新は行わない方針としているため、更新工事の見込みはありません。

③広域化・共同化・最適化に関する事項

特にありません。

④投資の平準化に関する事項

更新工事を行わず、新規投資のみであるため、投資額は新規工事の計画に基づきほぼ一定の水準を保っています。

⑤民間活用（PPP/PFIなど）に関する事項

現状、特に予定はありません。

⑥防災・安全対策に関する事項

浄化槽は、下水道のような長い管渠は不要であるため、地震等の災害への対応力が高く、応急措置により個別に復旧しやすい特徴があります。

災害時における浄化槽の点検・復旧等については、埼玉県と協力しながら、浄化槽の機能診断のための緊急点検及び実態調査等を行っていきます。

⑦その他の取組み事項

他自治体の動向も踏まえて検討します。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

①財源の目標に関する事項

令和6年度の経常収支比率は100.99%と100%を上回り、わずかながら収支は黒字となっています。今後も計画期間内で100%以上を維持することを目標とします。

令和6年度の経費回収率は68.29%と100%を下回り、汚水処理に係る経費が使用料収入で賄われていない状況です。経費回収率は100%以上となることが望ましい指標ですが、経費の削減や使用料収入の増加により改善を図る必要があることから、すぐに100%以上とすることは困難なため、段階的に経費回収率を上げていくこととし、まずは計画期間内で80%以上を目標とします。

②使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

「第IV章 将来の事業環境(4) 使用料収入の予測」のとおり、維持管理する浄化槽の増加に伴って、使用料収入は増加していくと想定されますが、同様に修繕費、保守点検や清掃等の委託料の増加も見込まれます。財源確保のために使用料の改定を含めて検討していきます。

③企業債に関する事項

浄化槽は令和7年度から、財源が確保できる転換のみが申請対象となっているため、今後10年間において、企業債の発行は見込んでいません。建設改良費の財源は、国庫補助金、県補助金、分担金、その他内部留保資金等で賄います。

④繰入金に関する事項

民間企業の場合は採算の取れない活動は手がけないという選択ができる一方、公営企業は採算を取ることが困難な事業であっても、ライフライン等に関する事業等は、公共的な必要があるという理由によって、採算を無視してでも事業を継続しなければいけない場合があります。このことから、総務省は公営企業への繰出基準を設け、各公営企業において受益者が負担すべきでない経費は独立採算の枠から外し、一般会計で負担すべき経費を定めています。

浄化槽事業会計補助金は、繰出基準に基づく基準内繰入金と、同基準に基づかない基準外繰入金に分類されます。基準外繰入金は、公営企業の独立採算の原則や税金の公平性の観点から削減していくことが求められます。収支不足を補う基準外繰入金を削減するために、使用料の改定を含めて検討していきます。

⑤資産の有効活用等による収入増加の取組みに関する事項

該当事項はありません。

⑥その他の財源に関する事項

転換の場合、浄化槽設置費の財源は、国庫補助金(補助率1/2)と1基につき県補助金30万円となっています。その他、くみ取り便槽等撤去費補助金の財源として、1基につき県補助金10万円、基本排水路整備に係る補助金の財源として、1基につき国庫補助金10万円と県補助金10万円、長距離排水路整備に係る補助金の財源として、1基につき県補助金20万円となります。

また、令和8年度から長寿命化計画に基づく改築事業(修繕費)の財源として国庫補助金(補助率1/3)の交付を受けることとなります。

長期前受金戻入は、補助金を使用して取得した資産に対して、減価償却費と同じ耐用年数で営業外収益として収益化計上されます。今後の長期前受金戻入は、令和6年度までに取得済みの固定資産台帳を基に算出される長期前受金戻入と、令和7年度取得予定及び「第IV章 将来の事業環境（5）投資・財源の予測（浄化槽の見通し）」から算出される長期前受金戻入を合算して算定します。

分担金は事業開始以来、改定を行っていませんが、企業債の発行をしないことから、適正な金額設定を検討する必要があります。物価上昇等により、浄化槽設置費に係る費用は年々増加していくことが予測され、今後分担金が同額の場合、その他の財源が国庫補助金と県補助金だけでは賅いきれなくなります。不足分は内部留保資金で賅うことになりますが、今後の内部留保資金の状況を考慮し、分担金の改定についても検討していきます。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

①民間活用（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）に関する事項

保守点検は、埼玉県で保守点検業を登録している業者に業務委託しています。清掃については、町の浄化槽清掃許可業者へ業務委託しています。また、法定検査を埼玉県指定機関である一般社団法人埼玉県環境検査研究協会へ依頼しています。

PPP 及び PFI の予定は特にありません。

②職員給与費に関する事項

今後も最小の経費で最大の効果を上げるようにするために、職員給与費については、現状の水準を想定しています。なお、令和6年度では、損益勘定職員数3名でしたが、令和7年度から損益勘定職員数2名、資本勘定職員数1名としており、今後もそれぞれ同人数を想定しています。公営企業会計適用による業務の増加や、維持管理を行う浄化槽が増加していくことも踏まえると、現状以上の削減は難しく、今後10年間については現状の組織体制を継続していく必要があります。また、直近の消費者物価指数の動向を鑑みて、上昇率2%で試算します。

③動力費に関する事項

該当事項はありません。

④修繕費に関する事項

今後、維持管理する浄化槽の増加に伴って、増加していく見込みです。直近の消費者物価指数の動向を鑑みて、物価上昇率2%で試算します。修繕費に対して長寿命化計画に基づく改築事業については、国庫補助金（補助率1/3）があります。

⑤委託費に関する事項

今後、維持管理する浄化槽の増加に伴って、増加していく見込みです。直近の消費者物価指数の動向を鑑みて、物価上昇率2%で試算します。

⑥その他の投資以外の経費に関する事項

今後の減価償却費は、令和6年度までに取得済みの固定資産台帳を基に算出される減価償却費と、令和7年度取得予定及び「第IV章 将来の事業環境（5）投資・財源の予測（浄化槽の見通し）」から算出される減価償却費を合算して算定します。

支払利息は今後10年間において、企業債の発行を予定していないので、既に発行済みの企業債に対する支払利息を計上します。

その他経費として材料費等の計上があります。直近の消費者物価指数の動向を鑑みて、物価上昇率2%で試算します。

2. シミュレーションの設定条件

投資事業に必要な財源を確保して、少なくとも「投資試算」と「財源試算」を均衡させなければ、浄化槽事業を持続させることはできません。また、事業運営にかかる経常的なコストの削減の研究を行い、「経営の効率化」を図ります。そして「投資の最適化」や「経営の効率化」を進めつつ、事業を健全に持続するためには、不足する財源を確保するために、赤字補てんのための浄化槽事業会計補助金に頼るのではなく、公営企業会計の本旨である独立採算の原則のもと、「浄化槽使用料の見直し」も検討する必要があります。

そこで、投資・財政計画を策定するにあたり、地方公営企業法に基づき、減価償却費等を踏まえ、公営企業会計に合わせたシミュレーションを行いました。シミュレーションの設定条件については以下のとおりです。

■収益的収支 設定条件

区分		算出根拠
収益的収入	1. 営業収益 (A)	使用料収入+その他
	(1) 使用料収入 (ア)	令和8年度以降は前章の使用料収入の予測を参照
	(2) その他	令和8年度以降は過去実績より将来予測を試算
	2. 営業外収益	他会計補助金+長期前受金戻入+その他
	(1) 補助金	他会計補助金+その他補助金
	他会計補助金	令和8年度以降は収支均衡となるように基準外繰入金で補填
	その他補助金	浄化槽転換及び設置に関する国庫・県補助金、長寿命化計画による国庫補助金で修繕費の1/3を計上
	(2) 長期前受金戻入	令和8年度以降は、固定資産台帳と今後の投資に対する長期前受金戻入を基に試算
	(3) その他	令和8年度以降は過去実績より将来予測を試算
	収益的収入 (B)	営業収益+営業外収益
収益的支出	1. 営業費用	職員給与費+経費+減価償却費+資産減耗費
	(1) 職員給与費	基本給与+その他
	基本給与	令和8年度以降は、一人あたりの過去実績平均に人数を乗じて物価上昇率を考慮し試算
	その他	令和8年度以降は、一人あたりの過去実績平均に人数を乗じて物価上昇率を考慮し試算
	(2) 経費	修繕費+材料費+委託料+その他
	修繕費	令和8年度以降は、令和7年度の数値に物価上昇率を考慮し試算
	材料費	令和8年度以降は、過去実績に物価上昇率を考慮し試算
	委託料	令和8年度以降は、今後の浄化槽設置基数に応じた保守点検及び清掃料に物価上昇率を考慮し試算
	その他	令和8年度以降は、過去実績に物価上昇率を考慮し試算
	(3) 減価償却費	令和8年度以降は、固定資産台帳と今後の投資に対する減価償却費を基に試算
(4) 資産減耗費	令和8年度以降は、過去実績より将来予測を試算	
2. 営業外費用	支払利息+その他	
(1) 支払利息	企業債台帳より年度別償還状況を出力(今後の企業債発行はなし)	
(2) その他	令和8年度以降は、過去実績に物価上昇率を考慮し試算	
収益的支出 (C)	営業費用+営業外費用	
経常損益 (B)-(C) (D)	収益的収入-収益的支出	
特別利益 (E)	令和8年度以降は見込みなし	
特別損失 (F)	令和8年度以降は見込みなし	
特別損益 (E)-(F) (G)	特別利益-特別損失	
当年度純利益・純損失 (D)+(G)	経常損益+特別損益	
経常収支比率 (%) (B)/(C) × 100	収益的収入 ÷ 収益的支出 × 100	
汚水処理費 (イ)	令和8年度以降は、公費負担分等を考慮し試算	
経費回収率 (%) (ア)/(イ) × 100	使用料収入 ÷ 汚水処理費 × 100	

■資本的収支 設定条件

区分		算出根拠	
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	令和8年度以降は見込みなし
		2. 他会計出資金	令和8年度以降は見込みなし
		3. 他会計補助金	令和8年度以降は見込みなし
		4. 国・都道府県補助金	令和8年度以降は前章の財源計画を参照
		5. 工事負担金	令和8年度以降は、令和7年度の数値を反映
		6. その他	令和8年度以降は見込みなし
	資本的収入 (A)		企業債+他会計出資金+他会計補助金+国・都道府県補助金+工事負担金+その他
	資本的支出	1. 建設改良費	令和8年度以降は前章の建設計画を参照
		うち職員給与費	令和8年度以降は、一人あたりの過去実績平均に人数を乗じて物価上昇率を考慮し試算
		2. 企業債償還金	企業債台帳より年度別償還状況を出力(今後の企業債発行はなし)
3. その他	令和8年度以降は見込みなし		
資本的支出 (B)		建設改良費+企業債償還金+その他	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A)=(C)		資本的支出-資本的収入	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	令和8年度以降は減価償却費-長期前受金戻入から使用	
	2. 利益剰余金処分量	令和8年度以降は当年度の純利益(収益的収支の利益分)から使用	
	3. 繰越工事資金	見込みなし	
	4. その他	令和8年度以降は消費税及び地方消費税の資本的収支調整による還付金等	
補填財源合計 (D)		損益勘定留保資金+利益剰余金処分量+繰越工事資金+その他	
補填財源不足額 (C)-(D)		資本的収入額が資本的支出額に不足する額-補填財源合計	
企業債残高		企業債台帳より年度別償還状況を出力(今後の企業債発行はなし)	

■他会計繰入金 設定条件

区分		算出根拠	
他会計繰入金	1. 収益的収支分	基準内繰入金+基準外繰入金	
		基準内繰入金	令和7年度の総務省の地方公営企業における繰出基準に基づいて試算
		基準外繰入金	令和8年度以降は収支均衡となるように補填
	2. 資本的収支分	基準内繰入金+基準外繰入金	
		基準内繰入金	令和8年度以降は見込みなし
		基準外繰入金	令和8年度以降は見込みなし
他会計繰入金合計		収益的収支分+資本的収支分	

3. 現状予測に基づく投資・財政計画

今後の予測やシミュレーション設定条件に基づき経営戦略の計画期間である令和 17 年度まで投資・財政計画を策定しました。

■収益的収支 現状予測に基づく投資・財政計画

区 分		年 度												
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収益的 収入	1. 営業収益 (A)	54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	59,387	59,790	60,143	60,547	60,951	61,354	61,758	
	(1) 使用料収入 (ア)	54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	59,387	59,790	60,143	60,547	60,951	61,354	61,758	
	(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 営業外収益	86,469	98,654	90,989	91,432	91,881	92,333	92,786	94,246	93,747	91,177	90,718	89,776	
	(1) 補助金	60,790	74,284	65,930	65,981	66,033	66,085	66,139	67,194	67,250	66,306	66,365	66,424	
	他会計補助金	60,000	68,703	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	61,000	61,000	60,000	60,000	60,000	
	その他補助金	790	5,581	5,930	5,981	6,033	6,085	6,139	6,194	6,250	6,306	6,365	6,424	
	(2) 長期前受金戻入	25,658	24,369	25,047	25,441	25,838	26,237	26,638	27,042	26,487	24,861	24,343	23,342	
	(3) その他	21	1	12	10	10	11	9	10	10	10	10	10	
	収益的収入 (B)	141,137	156,476	149,215	150,011	150,864	151,720	152,576	154,389	154,294	152,128	152,072	151,534	
	収益的 支出	1. 営業費用	133,043	143,821	135,770	138,541	140,775	144,131	147,048	149,347	149,626	147,747	146,069	145,104
		(1) 職員給与	17,033	13,154	13,370	13,638	13,910	14,189	14,473	14,761	15,057	15,358	15,666	15,978
		基本給	9,538	6,936	7,287	7,433	7,581	7,733	7,888	8,045	8,206	8,370	8,538	8,708
		その他	7,495	6,218	6,083	6,205	6,329	6,456	6,585	6,716	6,851	6,988	7,128	7,270
		(2) 経費	62,410	77,483	67,569	69,476	70,837	73,309	75,332	76,729	78,660	80,650	82,772	84,810
		修繕費	6,491	7,442	7,591	7,743	7,898	8,055	8,217	8,381	8,549	8,719	8,894	9,072
		材料費	290	740	870	854	798	748	851	876	876	880	898	930
委託料		45,999	56,943	49,527	50,865	52,193	53,599	55,041	56,518	57,985	59,536	61,127	62,756	
その他		9,630	12,358	9,581	10,014	9,948	10,907	11,223	10,954	11,250	11,515	11,853	12,052	
(3) 減価償却費		50,652	50,693	52,111	52,707	53,308	53,913	54,523	55,137	53,189	49,019	44,911	41,596	
(4) 資産減耗費		2,948	2,491	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	
2. 営業外費用		6,717	8,319	6,569	5,981	5,758	5,567	5,283	4,608	4,190	3,815	3,421	3,032	
(1) 支払利息		6,112	5,873	5,532	5,134	4,722	4,298	3,864	3,422	2,972	2,516	2,063	1,656	
(2) その他		605	2,446	1,037	847	1,036	1,269	1,419	1,186	1,218	1,299	1,358	1,376	
収益的支出 (C)		139,760	152,140	142,339	144,522	146,533	149,698	152,331	153,955	153,816	151,562	149,490	148,136	
経常損益 (B)-(C) (D)		1,377	4,336	6,876	5,489	4,331	2,022	245	434	478	566	2,582	3,398	
特別利益 (E)		823	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (F)	1,316	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損益 (E)-(F) (G)	△ 493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益・純損失 (D)+(G)	884	4,336	6,876	5,489	4,331	2,022	245	434	478	566	2,582	3,398		
経常収支比率 (%) (B)/(C)×100	100.99%	102.85%	104.83%	103.80%	102.96%	101.35%	100.16%	100.28%	100.31%	100.37%	101.73%	102.29%		
汚水処理費 (イ)	80,048	93,083	81,976	83,961	85,783	88,767	91,224	92,676	94,935	97,307	99,796	102,164		
経費回収率 (%) (ア)/(イ)×100	68.29%	62.12%	71.03%	69.77%	68.76%	66.90%	65.54%	64.90%	63.78%	62.64%	61.48%	60.45%		

■資本的収支 現状予測に基づく投資・財政計画

(単位：千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決 算)	(決算見込)												
資本的 収入	1. 企 業 債	7,600	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 国・都道府県補助金	6,041	9,073	12,280	12,347	12,415	12,485	12,556	12,628	12,702	12,777	12,854	12,932		
	5. 工 事 負 担 金	2,156	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101
	6. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入 (A)	30,797	11,974	13,381	13,448	13,516	13,586	13,657	13,729	13,803	13,878	13,955	14,033		
資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	15,843	18,549	18,560	18,694	18,830	18,969	19,111	19,256	19,403	19,554	19,708	19,864		
	うち職員給与費	0	6,496	6,685	6,819	6,955	7,094	7,236	7,381	7,528	7,679	7,833	7,989		
	2. 企 業 債 償 還 金	22,139	23,253	24,291	25,785	26,562	27,191	27,598	28,013	28,137	28,048	25,563	20,468		
	3. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出 (B)	37,982	41,802	42,851	44,479	45,392	46,160	46,709	47,269	47,540	47,602	45,271	40,332			
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (B)-(A)=(C)		7,185	29,828	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,724	31,316	26,299		

55

補てん 財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	6,490	29,648	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,415	23,288	20,974
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	309	8,028	5,325
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	695	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補てん財源合計 (D)		7,185	29,828	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,724	31,316	26,299
補てん財源不足額 (C)-(D)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

企 業 債 残 高	400,264	378,811	354,520	328,735	302,173	274,982	247,384	219,371	191,234	163,186	137,623	117,155
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

■他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決 算)	(決算見込)												
他会計 繰入金	1. 収 益 的 収 支 分	60,000	68,703	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	61,000	61,000	60,000	60,000	60,000
	基準内繰入金	34,054	34,688	35,316	35,120	34,912	34,694	34,469	34,237	32,394	29,394	25,351	22,630		
	基準外繰入金	25,946	34,015	24,684	24,880	25,088	25,306	25,531	26,763	28,606	30,606	34,649	37,370		
	2. 資 本 的 収 支 分	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基準外繰入金	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 繰 入 金 合 計		75,000	68,703	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	61,000	61,000	60,000	60,000	60,000

■現状予測に基づく投資・財政計画のポイント

○使用料収入の増加

町設置型浄化槽は年々増加しており、年間 10 基の設置を見込んでいます。これに使用休止及び廃止を考慮すると、使用中の浄化槽は令和8年度以降年間7～8基前後のペースで増加していく予定です。浄化槽の増加に伴って、使用料収入が増加しています。

○収益的収支は黒字を維持

経常収支比率は 100%を上回り、黒字を保っています。浄化槽事業会計補助金は令和6年度決算、令和7年度決算見込と同等かやや低い水準である 6,000 万円～6,500 万円を見込んでいます。しかしながら、総務省の繰出基準に基づかない基準外繰入金による赤字補てんも含まれており、税金の公平性の観点から基準外繰入金に関しては削減が求められます。

○経費回収率の低下

物価上昇による経費の増加により、経費回収率が低下していきます。経費回収率 100%以下は、汚水処理に係る費用が使用料収入で賄われておらず、使用料水準が適正より低いことを示しています。使用料を改定することによって、使用料水準の適正化、経費回収率の向上、基準外繰入金の削減が可能となります。

○資本的収支の不足は補てん財源により成立

資本的収支の不足額に対して、損益勘定留保資金(減価償却費－長期前受金戻入)と利益剰余金により補てんしています。

○企業債残高は減少

企業債は計画期間で新規発行しないため、発行済みの企業債の償還が進み、企業債残高が徐々に減少しています。

現状予測に基づく投資・財政計画の収益的収支は黒字を維持していますが、浄化槽事業会計補助金によるものであり、特に基準外繰入金に関しては削減が求められます。経費回収率が低下し、汚水処理に係る費用が使用料収入で賄われておらず、使用料水準が適正より低い状況です。

■現状予測に基づく投資・財政計画の課題

課題

浄化槽事業会計補助金の削減
経費回収率の向上
使用料水準の適正化

4. 浄化槽事業会計補助金を削減するための投資・財政計画

前頁における検証の結果、現状予測に基づく投資・財政計画で想定される課題に対して、改善に向けた投資・財政計画を以下の条件で試算します。

下記の3つのシミュレーションパターンで検討します。

シミュレーションパターン①

基準外繰入金を0に削減

シミュレーションパターン②

**基準外繰入金を0に削減、
経費回収率 100%を目指し、仮に令和 11 年度に使用料の改定を行った場合**

シミュレーションパターン③

**経費回収率 80%を目指し、仮に令和 11 年度に使用料の改定を行った場合
収入増加分を考慮し基準外繰入金を削減**

現状予測に基づく投資・財政計画に対して上記条件で試算しました。

シミュレーションパターン①では、計画期間で基準外繰入金を段階的にゼロとなるように減額させました。算定の結果、基準外繰入金を0に削減したシミュレーションパターン①では収支均衡を保つことは困難となります。

シミュレーションパターン②では、パターン①と同様に段階的に基準外繰入金を減額し、使用料改定年度以降は基準外繰入金を0へ削減、経費回収率 100%が達成できるように試算しました。算定の結果、基準外繰入金の削減、経費回収率 100%の達成には、令和 11 年度に 67%の使用料の改定が必要となります。

シミュレーションパターン③では、パターン①と同様に段階的に基準外繰入金を減額し、使用料改定年度以降は、経費回収率 80%が達成できるように試算しました。算定の結果、経費回収率 80%の達成には、令和 11 年度に 34%の使用料の改定が必要となります。シミュレーション③における収支不足分は浄化槽事業会計補助金で賄います。

各シミュレーションパターンにおける、そのほかの条件は現状予測に基づく投資・財政計画と変更ありません。各シミュレーションパターンの投資・財政計画は以下のとおりです。

■収益的収支 シミュレーションパターン①で使用料改定に基づく投資・財政計画
 基準外繰入金を0に削減

(単位：千円)

区 分		年 度	令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的 収入	1. 営 業 収 益 (A)		54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	59,387	59,790	60,143	60,547	60,951	61,354	61,758
	(1) 使 用 料 収 入 (ア)		54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	59,387	59,790	60,143	60,547	60,951	61,354	61,758
	(2) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 収 益		86,469	98,654	90,989	88,493	85,992	83,483	80,968	78,454	73,369	66,056	58,812	52,406
	(1) 補 助 金		60,790	74,284	65,930	63,042	60,144	57,235	54,321	51,402	46,872	41,185	34,459	29,054
	他 会 計 補 助 金		60,000	68,703	60,000	57,061	54,111	51,150	48,182	45,208	40,622	34,879	28,094	22,630
	そ の 他 補 助 金		790	5,581	5,930	5,981	6,033	6,085	6,139	6,194	6,250	6,306	6,365	6,424
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		25,658	24,369	25,047	25,441	25,838	26,237	26,638	27,042	26,487	24,861	24,343	23,342
	(3) そ の 他		21	1	12	10	10	11	9	10	10	10	10	10
	収 益 的 収 入 (B)		141,137	156,476	149,215	147,072	144,975	142,870	140,758	138,597	133,916	127,007	120,166	114,164
収益的 支出	1. 営 業 費 用		133,043	143,821	135,770	138,541	140,775	144,131	147,048	149,347	149,626	147,747	146,069	145,104
	(1) 職 員 給 与 費		17,033	13,154	13,370	13,638	13,910	14,189	14,473	14,761	15,057	15,358	15,666	15,978
	基 本 給		9,538	6,936	7,287	7,433	7,581	7,733	7,888	8,045	8,206	8,370	8,538	8,708
	そ の 他		7,495	6,218	6,083	6,205	6,329	6,456	6,585	6,716	6,851	6,988	7,128	7,270
	(2) 経 費		62,410	77,483	67,569	69,476	70,837	73,309	75,332	76,729	78,660	80,650	82,772	84,810
	修 繕 費		6,491	7,442	7,591	7,743	7,898	8,055	8,217	8,381	8,549	8,719	8,894	9,072
	材 料 費		290	740	870	854	798	748	851	876	876	880	898	930
	委 託 料		45,999	56,943	49,527	50,865	52,193	53,599	55,041	56,518	57,985	59,536	61,127	62,756
	そ の 他		9,630	12,358	9,581	10,014	9,948	10,907	11,223	10,954	11,250	11,515	11,853	12,052
	(3) 減 価 却 費		50,652	50,693	52,111	52,707	53,308	53,913	54,523	55,137	53,189	49,019	44,911	41,596
(4) 資 産 減 耗 費		2,948	2,491	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	
2. 営 業 外 費 用		6,717	8,319	6,569	5,981	5,758	5,567	5,283	4,608	4,190	3,815	3,421	3,032	
(1) 支 払 利 息		6,112	5,873	5,532	5,134	4,722	4,298	3,864	3,422	2,972	2,516	2,063	1,656	
(2) そ の 他		605	2,446	1,037	847	1,036	1,269	1,419	1,186	1,218	1,299	1,358	1,376	
収 益 的 支 出 (C)		139,760	152,140	142,339	144,522	146,533	149,698	152,331	153,955	153,816	151,562	149,490	148,136	
経 常 損 益 (B)-(C) (D)		1,377	4,336	6,876	2,550	△ 1,558	△ 6,828	△ 11,573	△ 15,358	△ 19,900	△ 24,555	△ 29,324	△ 33,972	
特 別 利 益 (E)		823	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (F)		1,316	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (E)-(F) (G)		△ 493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 ・ 純 損 失 (D)+(G)		884	4,336	6,876	2,550	△ 1,558	△ 6,828	△ 11,573	△ 15,358	△ 19,900	△ 24,555	△ 29,324	△ 33,972	
経 常 収 支 比 率 (%) (B)/(C)×100		100.99%	102.85%	104.83%	101.76%	98.94%	95.44%	92.40%	90.02%	87.06%	83.80%	80.38%	77.07%	
汚 水 処 理 費 (イ)		80,048	93,083	81,976	83,961	85,783	88,767	91,224	92,676	94,935	97,307	99,796	102,164	
経 費 回 収 率 (%) (ア)/(イ)×100		68.29%	62.12%	71.03%	69.77%	68.76%	66.90%	65.54%	64.90%	63.78%	62.64%	61.48%	60.45%	

■資本的収支 シミュレーションパターン①で使用料改定に基づく投資・財政計画

基準外繰入金を0に削減

(単位：千円)

区 分		年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債		7,600	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金		15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 国・都道府県補助金		6,041	9,073	12,280	12,347	12,415	12,485	12,556	12,628	12,702	12,777	12,854	12,932
		5. 工事負担金		2,156	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101
		6. その他の他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入 (A)			30,797	11,974	13,381	13,448	13,516	13,586	13,657	13,729	13,803	13,878	13,955	14,033
	資本的支出	1. 建設改良費		15,843	18,549	18,560	18,694	18,830	18,969	19,111	19,256	19,403	19,554	19,708	19,864
		うち職員給与費		0	6,496	6,685	6,819	6,955	7,094	7,236	7,381	7,528	7,679	7,833	7,989
		2. 企業債償還金		22,139	23,253	24,291	25,785	26,562	27,191	27,598	28,013	28,137	28,048	25,563	20,468
3. その他の他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的支出 (B)			37,982	41,802	42,851	44,479	45,392	46,160	46,709	47,269	47,540	47,602	45,271	40,332	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A)=(C)			7,185	29,828	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,724	31,316	26,299	
補てん財源	1. 損益勘定留保資金		6,490	29,648	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,415	23,288	20,974	
	2. 利益剰余金処分量		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他の他		695	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	補てん財源合計 (D)			7,185	29,828	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,415	23,288	20,974
補てん財源不足額 (C)-(D)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	309	8,028	5,325	
企業債残高				400,264	378,811	354,520	328,735	302,173	274,982	247,384	219,371	191,234	163,186	137,623	117,155

■他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
他会計繰入金	1. 収益的収支分			60,000	68,703	60,000	57,061	54,111	51,150	48,182	45,208	40,622	34,879	28,094	22,630
		基準内繰入金		34,054	34,688	35,316	35,120	34,912	34,694	34,469	34,237	32,394	29,394	25,351	22,630
		基準外繰入金		25,946	34,015	24,684	21,941	19,199	16,456	13,713	10,971	8,228	5,485	2,743	0
	2. 資本的収支分			15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基準外繰入金		15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計繰入金合計			75,000	68,703	60,000	57,061	54,111	51,150	48,182	45,208	40,622	34,879	28,094	22,630	

■収益的収支 シミュレーションパターン②で使用料改定に基づく投資・財政計画

基準外繰入金を0に削減、経費回収率100%を目指し、仮に令和11年度に使用料の改定を行った場合

(単位：千円)

区 分	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	67%使用料改定						
		(決算)	(決算見込)				令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収入	1. 営業収益 (A)	54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	99,176	99,849	100,439	101,113	101,788	102,461	103,136
	(1) 使用料収入 (ア)	54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	99,176	99,849	100,439	101,113	101,788	102,461	103,136
	(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外収益	86,469	98,654	90,989	91,432	91,881	56,618	58,630	59,720	58,963	56,090	53,404	51,434
	(1) 補助金	60,790	74,284	65,930	65,981	66,033	30,370	31,983	32,668	32,466	31,219	29,051	28,082
	他会計補助金	60,000	68,703	60,000	60,000	60,000	24,285	25,844	26,474	26,216	24,913	22,686	21,658
	その他補助金	790	5,581	5,930	5,981	6,033	6,085	6,139	6,194	6,250	6,306	6,365	6,424
	(2) 長期前受金戻入	25,658	24,369	25,047	25,441	25,838	26,237	26,638	27,042	26,487	24,861	24,343	23,342
	(3) その他	21	1	12	10	10	11	9	10	10	10	10	10
	収益的収入 (B)	141,137	156,476	149,215	150,011	150,864	155,794	158,479	160,159	160,076	157,878	155,865	154,570
収益的支出	1. 営業費用	133,043	143,821	135,770	138,541	140,775	144,131	147,048	149,347	149,626	147,747	146,069	145,104
	(1) 職員給与	17,033	13,154	13,370	13,638	13,910	14,189	14,473	14,761	15,057	15,358	15,666	15,978
	基本給	9,538	6,936	7,287	7,433	7,581	7,733	7,888	8,045	8,206	8,370	8,538	8,708
	その他の	7,495	6,218	6,083	6,205	6,329	6,456	6,585	6,716	6,851	6,988	7,128	7,270
	(2) 経費	62,410	77,483	67,569	69,476	70,837	73,309	75,332	76,729	78,660	80,650	82,772	84,810
	修繕費	6,491	7,442	7,591	7,743	7,898	8,055	8,217	8,381	8,549	8,719	8,894	9,072
	材料費	290	740	870	854	798	748	851	876	876	880	898	930
	委託料	45,999	56,943	49,527	50,865	52,193	53,599	55,041	56,518	57,985	59,536	61,127	62,756
	その他	9,630	12,358	9,581	10,014	9,948	10,907	11,223	10,954	11,250	11,515	11,853	12,052
	(3) 減価償却費	50,652	50,693	52,111	52,707	53,308	53,913	54,523	55,137	53,189	49,019	44,911	41,596
	(4) 資産減耗費	2,948	2,491	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720
	2. 営業外費用	6,717	8,319	6,569	5,981	5,758	5,567	5,283	4,608	4,190	3,815	3,421	3,032
	(1) 支払利息	6,112	5,873	5,532	5,134	4,722	4,298	3,864	3,422	2,972	2,516	2,063	1,656
	(2) その他	605	2,446	1,037	847	1,036	1,269	1,419	1,186	1,218	1,299	1,358	1,376
収益的支出 (C)	139,760	152,140	142,339	144,522	146,533	149,698	152,331	153,955	153,816	151,562	149,490	148,136	
経常損益 (B)-(C) (D)	1,377	4,336	6,876	5,489	4,331	6,096	6,148	6,204	6,260	6,316	6,375	6,434	
特別利益 (E)	823	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (F)	1,316	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (E)-(F) (G)	△ 493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益・純損失 (D)+(G)	884	4,336	6,876	5,489	4,331	6,096	6,148	6,204	6,260	6,316	6,375	6,434	
経常収支比率 (%) (B)/(C)×100	100.99%	102.85%	104.83%	103.80%	102.96%	104.07%	104.04%	104.03%	104.07%	104.17%	104.26%	104.34%	
汚水処理費 (イ)	80,048	93,083	81,976	83,961	85,783	88,767	91,224	92,676	94,935	97,307	99,796	102,164	
経費回収率 (%) (ア)/(イ)×100	68.29%	62.12%	71.03%	69.77%	68.76%	111.73%	109.45%	108.38%	106.51%	104.61%	102.67%	100.95%	

■資本的収支 シミュレーションパターン②で使用料改定に基づく投資・財政計画

基準外繰入金を0に削減、経費回収率100%を目指し、仮に令和11年度に使用料の改定を行った場合

(単位：千円)

使用料改定

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決 算)	(決算見込)												
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	7,600	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 国・都道府県補助金	6,041	9,073	12,280	12,347	12,415	12,485	12,556	12,628	12,702	12,777	12,854	12,932	
		5. 工事負担金	2,156	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	
		6. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (A)	45,797	11,974	13,381	13,448	13,516	13,586	13,657	13,729	13,803	13,878	13,955	14,033	
	資本的支出	1. 建設改良費	15,843	18,549	18,560	18,694	18,830	18,969	19,111	19,256	19,403	19,554	19,708	19,864	
		うち職員給与費	0	6,496	6,685	6,819	6,955	7,094	7,236	7,381	7,528	7,679	7,833	7,989	
		2. 企業債償還金	22,139	23,253	24,291	25,785	26,562	27,191	27,598	28,013	28,137	28,048	25,563	20,468	
3. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	資本的支出 (B)	37,982	41,802	42,851	44,479	45,392	46,160	46,709	47,269	47,540	47,602	45,271	40,332		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A)=(C)		0	29,828	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,724	31,316	26,299		
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	6,490	29,648	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,415	23,288	20,974		
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	309	8,028	5,325		
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. その他	695	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	補てん財源合計 (D)	7,185	29,828	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,724	31,316	26,299		
補てん財源不足額 (C)-(D)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業債残高		400,264	378,811	354,520	328,735	302,173	274,982	247,384	219,371	191,234	163,186	137,623	117,155		

■他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		(決 算)	(決算見込)												
他会計繰入金	1. 収益的収支分	1. 収益的収支分	60,000	68,703	60,000	60,000	60,000	24,285	25,844	26,474	26,216	24,913	22,686	21,658	
		基準内繰入金	34,054	34,688	35,316	35,120	34,912	24,285	25,844	26,474	26,216	24,913	22,686	21,658	
		基準外繰入金	25,946	34,015	24,684	24,880	25,088	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 資本的収支分	2. 資本的収支分	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基準外繰入金	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計繰入金合計		75,000	68,703	60,000	60,000	60,000	24,285	25,844	26,474	26,216	24,913	22,686	21,658		

■収益的収支 シミュレーションパターン③で使用料改定に基づく投資・財政計画

経費回収率80%を目指し、仮に令和11年度に使用料の改定を行った場合 収入増加分を考慮し基準外繰入金を削減

(単位：千円)

34%使用料改定

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収入	1. 営業収益 (A)		54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	79,579	80,119	80,592	81,133	81,674	82,214	82,756
	(1) 使用料収入 (ア)		54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	79,579	80,119	80,592	81,133	81,674	82,214	82,756
	(3) 受託工事収益 (B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営業外収益		86,469	98,654	90,989	91,432	91,881	77,333	77,786	78,246	77,747	76,177	75,718	74,776
	(1) 補助金		60,790	74,284	65,930	65,981	66,033	51,085	51,139	51,194	51,250	51,306	51,365	51,424
	他会計補助金		60,000	68,703	60,000	60,000	60,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
	その他補助金		790	5,581	5,930	5,981	6,033	6,085	6,139	6,194	6,250	6,306	6,365	6,424
	(2) 長期前受金戻入		25,658	24,369	25,047	25,441	25,838	26,237	26,638	27,042	26,487	24,861	24,343	23,342
	(3) その他		21	1	12	10	10	11	9	10	10	10	10	10
収益的収入 (B)		141,137	156,476	149,215	150,011	150,864	156,912	157,905	158,838	158,880	157,851	157,932	157,532	
収益的支出	1. 営業費用		133,043	143,821	135,770	138,541	140,775	144,131	147,048	149,347	149,626	147,747	146,069	145,104
	(1) 職員給与		17,033	13,154	13,370	13,638	13,910	14,189	14,473	14,761	15,057	15,358	15,666	15,978
	基給		9,538	6,936	7,287	7,433	7,581	7,733	7,888	8,045	8,206	8,370	8,538	8,708
	その他の		7,495	6,218	6,083	6,205	6,329	6,456	6,585	6,716	6,851	6,988	7,128	7,270
	(2) 経費		62,410	77,483	67,569	69,476	70,837	73,309	75,332	76,729	78,660	80,650	82,772	84,810
	修繕費		6,491	7,442	7,591	7,743	7,898	8,055	8,217	8,381	8,549	8,719	8,894	9,072
	材料費		290	740	870	854	798	748	851	876	876	880	898	930
	委託料		45,999	56,943	49,527	50,865	52,193	53,599	55,041	56,518	57,985	59,536	61,127	62,756
	その他の		9,630	12,358	9,581	10,014	9,948	10,907	11,223	10,954	11,250	11,515	11,853	12,052
	(3) 減価償却費		50,652	50,693	52,111	52,707	53,308	53,913	54,523	55,137	55,177	53,189	49,019	44,911
(4) 資産減耗費		2,948	2,491	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720	2,720
2. 営業外費用		6,717	8,319	6,569	5,981	5,758	5,567	5,283	4,608	4,190	3,815	3,421	3,032	
(1) 支払利息		6,112	5,873	5,532	5,134	4,722	4,298	3,864	3,422	2,972	2,516	2,063	1,656	
(2) その他		605	2,446	1,037	847	1,036	1,269	1,419	1,186	1,218	1,299	1,358	1,376	
収益的支出 (C)		139,760	152,140	142,339	144,522	146,533	149,698	152,331	153,955	153,816	151,562	149,490	148,136	
経常損益 (B)-(C) (D)		1,377	4,336	6,876	5,489	4,331	7,214	5,574	4,883	5,064	6,289	8,442	9,396	
特別利益 (E)		823	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損失 (F)		1,316	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別損益 (E)-(F) (G)		△ 493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度純利益・純損失 (D)+(G)		884	4,336	6,876	5,489	4,331	7,214	5,574	4,883	5,064	6,289	8,442	9,396	
経常収支比率 (%) (B)/(C)×100		100.99%	102.85%	104.83%	103.80%	102.96%	104.82%	103.66%	103.17%	103.29%	104.15%	105.65%	106.34%	
汚水処理費 (イ)		80,048	93,083	81,976	83,961	85,783	88,767	91,224	92,676	94,935	97,307	99,796	102,164	
経費回収率 (%) (ア)/(イ)×100		68.29%	62.12%	71.03%	69.77%	68.76%	89.65%	87.83%	86.96%	85.46%	83.93%	82.38%	81.00%	

■資本的収支 シミュレーションパターン③で使用料改定に基づく投資・財政計画

経費回収率80%を目指し、仮に令和11年度に使用料の改定を行った場合 収入増加分を考慮し基準外繰入金を削減

(単位：千円)

使用料改定

区 分		年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	7,600	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他会計出資金	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他会計補助金	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 国・都道府県補助金	6,041	9,073	12,280	12,347	12,415	12,485	12,556	12,628	12,702	12,777	12,854	12,932	
		5. 工事負担金	2,156	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	
		6. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入 (A)		45,797	11,974	13,381	13,448	13,516	13,586	13,657	13,729	13,803	13,878	13,955	14,033	
	資本的支出	1. 建設改良費	15,843	18,549	18,560	18,694	18,830	18,969	19,111	19,256	19,403	19,554	19,708	19,864	
		うち職員給与費	0	6,496	6,685	6,819	6,955	7,094	7,236	7,381	7,528	7,679	7,833	7,989	
		2. 企業債償還金	22,139	23,253	24,291	25,785	26,562	27,191	27,598	28,013	28,137	28,048	25,563	20,468	
3. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資本的支出 (B)		37,982	41,802	42,851	44,479	45,392	46,160	46,709	47,269	47,540	47,602	45,271	40,332		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (B)-(A)=(C)		0	29,828	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,724	31,316	26,299		
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	6,490	29,648	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,415	23,288	20,974		
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	309	8,028	5,325		
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. その他	695	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
補てん財源合計 (D)		7,185	29,828	29,470	31,031	31,876	32,574	33,052	33,540	33,737	33,724	31,316	26,299		
補てん財源不足額 (C)-(D)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業債残高		400,264	378,811	354,520	328,735	302,173	274,982	247,384	219,371	191,234	163,186	137,623	117,155		

■他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
他会計繰入金	1. 収益的収支分	1. 収益的収支分	60,000	68,703	60,000	60,000	60,000	60,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
		基準内繰入金	34,054	34,688	35,316	35,120	34,912	34,694	34,469	34,237	32,394	29,394	25,351	22,630	
		基準外繰入金	25,946	34,015	24,684	24,880	25,088	10,306	10,531	10,763	12,606	15,606	19,649	22,370	
	2. 資本的収支分	2. 資本的収支分	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基準外繰入金	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計繰入金合計		75,000	68,703	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	

■各シミュレーションパターンのポイント

シミュレーションパターン①

基準外繰入金を0に削減

○基準外繰入金は0に削減

計画最終年度に向かって、基準外繰入金は段階的に減少します。計画最終年度の令和 17 年度に基準外繰入金は0になりますが、営業外収益の他会計補助金が少なくなり、収益的収支は赤字となります。

○収益的収支の悪化

基準外繰入金を段階的に0となるように減額させると、収益的収支がマイナスとなります。基準外繰入金をなしで事業運営することは困難であり、公営企業の独立採算の原則を満たすためには、経費の削減もしくは使用料を改定する必要があります。

○資本的収支が不成立

資本的収支の不足額に対して補てんに充てるべき財源が十分に確保できておらず、結果として資本的収支が成り立っていない状況です。収益的収支もマイナスとなっており、利益から補てんすることもできず、新たな財源の確保や建設改良費を抑えるなど、計画的な財政改善を図る必要があります。

シミュレーションパターン②

基準外繰入金を0に削減、

経費回収率 100%を目指し、仮に令和 11 年度に使用料の改定を行った場合

○基準外繰入金は0に削減

令和 10 年度まではシミュレーション①と同様に基準外繰入金は段階的に減少します。令和 11 年度の使用料改定によって、基準外繰入金がなくても収支はプラスを維持することができます。

○経費回収率 100%を達成

令和 11 年度の使用料改定によって、経費回収率 100%を上回り、計画最終年度まで 100%以上を維持することができます。汚水処理に係る経費を使用料で賄う独立採算の原則を満たすことが可能です。

○使用料改定の検討

基準外繰入金を削減、経費回収率 100%を目指して、使用料を改定した場合は 67%の改定が必要となります。使用料改定後は基準外繰入金を0に削減し、経費回収率は 100%を上回り、独立採算の原則を満たすことができます。また、シミュレーションパターン①の収益的収支の赤字、資本的収支の補てん財源不足は解消し、経営改善することができます。しかしながら、使用料の改定率は比較的高い水準となるので、目標を達成するためには使用者負担を鑑みながら、慎重な議論が必要です。

シミュレーションパターン③

経費回収率 80%を目指して仮に令和 11 年度に使用料改定 収入増加分を考慮し基準外繰入金を削減

○経費回収率 80%を達成

令和 11 年度の使用料改定によって、経費回収率 80%を上回り、計画最終年度まで 80%以上を維持することができます。汚水処理に係る経費を使用料で賄う独立採算の原則を満たす 100%には至っていませんが、現状より経費回収率の大幅な改善が可能です。

○基準外繰入金は減額

令和 10 年度まではシミュレーション①と同様に基準外繰入金は段階的に減少します。令和 11 年度の使用料改定によって、現状予測に基づく投資・財政計画と比較して基準外繰入金を減少させることができます。基準外繰入金を 0 に削減すると収支のプラスを維持することができないため、黒字を維持するために最小限の繰入金を充てています。

基準外繰入金の計上はありますが、使用料改定後の浄化槽事業会計補助金は合計で 4,500 万円となり、令和 6 年度決算と比較して 60%の金額まで減少させることができ、一般会計の負担を軽減させることが可能です。

○使用料改定の検討

経費回収率 80%を目指して、使用料を改定した場合は 34%の改定が必要となります。使用料収入が改定率 67%のシミュレーションパターン②と比較して不足するため、収益的収支の不足分は他会計繰入金の基準外繰入金として赤字補てんしています。基準外繰入金の計上はありますが、シミュレーションパターン①の収益的収支の赤字、補てん財源不足は解消し、使用料を改定することで経費回収率が向上、経営改善することが可能です。

しかしながら、シミュレーションパターン①より使用料の改定率は低くはなっているものの、比較的高い水準となっているため、使用料の改定にあたっては、ときがわ町水道審議会等で議論のうえ、慎重に検討していきます。

5. 各種シミュレーションパターンによる投資・財政計画の総括

各シミュレーションパターンとその結果をまとめました。

シミュレーションパターン①

基準外繰入金は0に削減、しかし収益的収支は赤字へ転落

シミュレーションパターン②

使用料を67%改定し、経費回収率100%は達成、基準外繰入金は0に削減

シミュレーションパターン③

使用料を34%改定し、経費回収率80%は達成、繰入金は全体で60%に削減

■各年度の使用料収入

(単位：千円)

使用料収入	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
現状予測に基づく投資・財政計画	54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	59,387	59,790	60,143	60,547	60,951	61,354	61,758
シミュレーション①	54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	59,387	59,790	60,143	60,547	60,951	61,354	61,758
シミュレーション②	54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	99,176	99,849	100,439	101,113	101,788	102,461	103,136
シミュレーション③	54,668	57,822	58,226	58,579	58,983	79,579	80,119	80,592	81,133	81,674	82,214	82,756

■収益的収支

(単位：千円)

収益的収支	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
現状予測に基づく投資・財政計画	884	4,336	6,876	5,489	4,331	2,022	245	434	478	566	2,582	3,398
シミュレーション①	884	4,336	6,876	2,550	△ 1,558	△ 6,828	△ 11,573	△ 15,358	△ 19,900	△ 24,555	△ 29,324	△ 33,972
シミュレーション②	884	4,336	6,876	5,489	4,331	6,096	6,148	6,204	6,260	6,316	6,375	6,434
シミュレーション③	884	4,336	6,876	5,489	4,331	7,214	5,574	4,883	5,064	6,289	8,442	9,396

■補てん財源不足額

(単位：千円)

補てん財源不足額	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
現状予測に基づく投資・財政計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シミュレーション①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	309	8,028	5,325
シミュレーション②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シミュレーション③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■経費回収率

(単位：%)

経費回収率	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
現状予測に基づく投資・財政計画	68.29%	62.12%	71.03%	69.77%	68.76%	66.90%	65.54%	64.90%	63.78%	62.64%	61.48%	60.45%
シミュレーション①	68.29%	62.12%	71.03%	69.77%	68.76%	66.90%	65.54%	64.90%	63.78%	62.64%	61.48%	60.45%
シミュレーション②	68.29%	62.12%	71.03%	69.77%	68.76%	111.73%	109.45%	108.38%	106.51%	104.61%	102.67%	100.95%
シミュレーション③	68.29%	62.12%	71.03%	69.77%	68.76%	89.65%	87.83%	86.96%	85.46%	83.93%	82.38%	81.00%

■基準外繰入金

(単位：千円)

基準外繰入金	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
現状予測に基づく投資・財政計画	40,946	34,015	24,684	24,880	25,088	25,306	25,531	26,763	28,606	30,606	34,649	37,370
シミュレーション①	40,946	34,015	24,684	21,941	19,199	16,456	13,713	10,971	8,228	5,485	2,743	0
シミュレーション②	40,946	34,015	24,684	24,880	25,088	0	0	0	0	0	0	0
シミュレーション③	40,946	34,015	24,684	24,880	25,088	10,306	10,531	10,763	12,606	15,606	19,649	22,370

使用料改定

■総括

○収益的収支

現状予測に基づく投資・財政計画に対して、シミュレーションパターン①では、基準外繰入金（営業外収益）の減少により収益的収支はマイナスとなります。

シミュレーションパターン②では使用料改定による収入増加により、計画期間内で収益的収支はプラスとなり黒字になります。

シミュレーションパターン③では、令和11年度の34%の使用料改定と基準外繰入金の計上により、収支がプラスとなり黒字を維持できます。

○経費回収率

使用料を改定しない現状予測に基づく投資・財政計画とシミュレーションパターン①の経費回収率は、最終年度では59.89%まで低下します。使用料を改定することによって経費回収率は、シミュレーションパターン②では目標の100%へ、シミュレーションパターン③では目標の80%に向上させることが可能です。

独立採算の原則を満たすためにはシミュレーションパターン②100%を目指す必要がありますが、使用料の改定率は67%となり、使用者負担を鑑みながら改定には慎重な議論が必要です。

○基準外繰入金

シミュレーションパターン①では基準外繰入金が0となるように減少させましたが、収支不足となりました。使用料改定による収入増加により、シミュレーションパターン②では最終年度で基準外繰入金が0で収支を黒字にすることが可能です。

シミュレーションパターン③では使用料改定のみでは収支不足を改善することができず、不足分を基準外繰入金として一般会計から賄っています。しかしながら、使用料改定後の浄化槽事業会計補助金は合計で4,500万円となり、令和6年度決算と比較して60%の金額まで減少させることができ、一般会計の負担を軽減させることが可能です。

○使用料改定の検討

今回のシミュレーションパターンと使用者への最小限の負担を考慮しながら使用料の改定を検討し、ときがわ町水道審議会等で意見を募りながら、基準外繰入金の削減や経費回収率の向上を目標に、長期的な経営改善を目指すこととします。

6. 原価計算表

総務省が公表する原価計算表に基づき、前述のシミュレーション①「基準外繰入金を0に削減」に設定し、使用料水準の検討を行いました。

投資・財政計画（収支計画）の10年間（令和8年度～令和17年度）を使用料算定期間と設定し、使用料水準について検討した結果を以下に示します。

浄化槽事業は、公費負担分（基準内繰入金）を除いた経費に対する使用料収入の割合は100%を切っている状況にあるため、今後、経費回収率の向上に向けた段階的な使用料改定等の検討が必要となります。

原価計算表

供用開始年月日 平成15(2003)年5月8日
 処理区域内人口 3,826人 ※令和6年度
 計算期間 自 令和8(2026)年度
 至 令和17(2035)年度
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額 (千円)			
	令和6(2024)年度 実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 54,668	千円 59,972	千円	千円 59,972
そ の 他	0	0		0
合 計	54,668	59,972	0	59,972

支出の部

項 目	金 額 (千円)			
	令和6(2024)年度 実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
人 件 料	千円 2,969	千円 0	千円 0	千円 2,969
そ の 他	2,810	0	0	2,810
動 力 費	0	0	0	0
修 繕 費	6,491	8,312	0	6,491
材 料 費	290	858	0	290
薬 品 費	0	0	0	0
委 託 料	45,105	54,828	0	45,105
そ の 他	6,481	7,367	0	6,481
小 計	64,146	71,365	0	71,365
一 般 管 理 費				
人 件 料	6,430	8,365	0	6,430
そ の 他	4,824	6,275	0	4,824
委 託 料	894	1,087	0	894
そ の 他	3,754	4,767	0	3,754
小 計	15,902	20,494	0	20,494
資 本 費				
支 払 利 息	6,112	3,618	3,618	0
減 価 償 却 費	50,652	51,041	51,041	0
資 産 減 耗 費	2,948	2,720	2,720	0
企 業 債 取 扱 諸 費	0	0	0	0
小 計	59,712	57,379	57,379	0
合 計 (Y)	139,760	149,239	57,379	91,860

資 産 維 持 費 (Z)	0
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	91,860

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 65.3\%$

<使用料水準についての説明>

100%を下回り、使用料水準は低い状況です。
 使用料の改定を検討しながら、今後も原価についての評価、検証を行っていきます。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

7. 浄化槽使用料及び浄化槽設置分担金今後の見直し

(1) 浄化槽使用料の見直しについて

浄化槽事業では、使用料収入で経費を賄っておらず、今後も物価上昇等により経費はさらに増加していくことから、一般会計の負担を考慮しつつも、月額使用料の改定を検討していく必要があります。

特に随時使用料については、くみ取り量に応じて使用料が加算される仕組みとなっておりますが、前述したとおり、業者に支払う清掃業務委託料の単価が高くなる逆ザヤ状態となっております。逆ザヤは年間約 400 万円にもなっているため、この差額分は月額使用料が充てられるため、月額使用料を他の経費に充てることができなくなっています。その分は浄化槽事業会計補助金が充てられるため、経営改善のためにも、今後逆ザヤの解消が急務となります。

また随時使用料の平準化も検討しなければなりません。浄化槽の清掃については、浄化槽法第 10 条第 1 項に毎年 1 回実施することが定められており、随時使用料は清掃を実施した月に請求していますが、1 回あたりの費用負担が大きいため、使用者から「清掃を延期してほしい」という意見が増えています。特に年金で生計を立てている高齢者から「生活が苦しい」という意見が多く寄せられ、対応する担当職員の事務負担も大きくなっています。使用者からは「分散して請求してほしい」という意見も多くあり、高齢化が進む過疎地域であるときがわ町の実情も考慮しなければなりません。

現在随時使用料は算定のため、清掃業者は浄化槽 1 基毎にくみ取りをした後、浄化槽汚泥を小川地区衛生組合に搬入をする必要があります。この仕組みでは、複数の浄化槽の汚泥を搬入することができないため、効率が悪く、清掃業者の負担も大きくなり、業務委託料の増加が懸念されます。

これらの解決策として、現行のくみ取り量による加算をやめ、月額使用料に 12 月に平準化した随時使用料も含めた人槽毎の定額制に変更することが考えられます。毎年 1 回の清掃は使用者側の法令遵守に繋がり、支払いの平準化にもなり、対応する担当職員の事務負担軽減や、業者の汚泥搬入が効率化され、費用の抑制にも効果があります。

以下に使用料改定の例を示しますが、改定には、ときがわ町水道審議会等で意見を募る必要があります。前述のシミュレーションでは令和 11 年度改正で試算を行いました。これは令和 11 年度以前の改定を妨げるものではありません。使用者への最小限の負担を踏まえながら、数年毎に改定率の小さい段階的な改定も考慮し、今後検討するものとしします。

①浄化槽使用料改定（案）の試算

随時使用料は現行の10リットルあたり96円（税抜）ではなく、逆ザヤ分の解消を考慮し、令和7年度清掃業務委託単価1m³あたり11,428円（税抜）から算出して、10リットルあたり115円（税抜）で試算しました。

令和2年度から6年度までの5年間の清掃実績を基に、各人槽毎の平均くみ取り量（リットル）を設定し、随時使用料を算出し、12月で除して、月額使用料に加算しました。

また、浄化槽の使用頻度によっては1年間のうちに複数回清掃をする場合があります。前回清掃から10月を超えないで清掃を実施する場合は、1年を経過していないと判断し、2回目以降は実費としました。

前述のシミュレーションパターンでは改定率が大きく、基準外繰入金を減らすと言われても、使用者には理解を得づらいことが予想されるため、使用者負担を考慮し、5%改定の場合と10%改定の場合で試算を行いました。

【算出式】

$$\begin{aligned} \text{使用料改定（案）} = & ((\text{随時使用料 } 115 \text{ (円)} \div 10 \\ & \times \text{平均くみ取り量 (リットル)} \div 12 \text{ (月)}) \\ & + \text{月額使用料}) \times \text{改定率} \quad ※ 1 \text{円単位切上げ} \end{aligned}$$

■平均くみ取り量の設定

人槽区分	くみ取り量(リットル)
5人槽	2,100
7人槽	2,600
10人槽	3,900
14人槽	4,400
16人槽	5,400
18人槽	5,800
21人槽	6,100
23人槽	6,300
25人槽	7,500
28人槽	9,600
30人槽	10,800
45人槽	11,700
50人槽	12,600

■ 5%改定の場合

現行

人槽区分	月額使用料	随時使用料
5人槽	2,380 円	くみ取り汚泥 10リットルにつき 96 円
7人槽		
10人槽		
11人槽以上	2,380 円 + 10人槽を超えた部分に人槽当たり 238 円を乗じた金額	



改定案

(税抜)

人槽区分	月額使用料	随時使用料
5人槽	4,620 円	年度内1回目の清掃は月額使用料に含む。同一年度内で2回目以降の清掃を行う場合は、くみ取り汚泥 10リットルにつき 120 円
7人槽	5,120 円	
10人槽	6,430 円	
14人槽	7,930 円	
16人槽	9,440 円	
18人槽	10,340 円	
21人槽	11,390 円	
23人槽	12,090 円	
25人槽	13,800 円	
28人槽	16,660 円	
30人槽	18,370 円	
45人槽	23,020 円	
50人槽	25,180 円	

【参考】月あたりの使用者負担比較(5~10人槽)

(税抜)

人槽	現行			改定(案)	
	月額使用料	随時使用料	合計	月額使用料	差額
5人槽	2,380 円	1,680 円	4,060 円	4,620 円	560 円
7人槽	2,380 円	2,080 円	4,460 円	5,120 円	660 円
10人槽	2,380 円	3,120 円	5,500 円	6,430 円	930 円
14人槽	3,332 円	3,520 円	6,852 円	7,930 円	1,078 円
16人槽	3,808 円	4,320 円	8,128 円	9,440 円	1,312 円
18人槽	4,284 円	4,640 円	8,924 円	10,340 円	1,416 円
21人槽	4,998 円	4,880 円	9,878 円	11,390 円	1,512 円
23人槽	5,474 円	5,040 円	10,514 円	12,090 円	1,576 円
25人槽	5,950 円	6,000 円	11,950 円	13,800 円	1,850 円
28人槽	6,664 円	7,680 円	14,344 円	16,660 円	2,316 円
30人槽	7,140 円	8,640 円	15,780 円	18,370 円	2,590 円
45人槽	10,710 円	9,360 円	20,070 円	23,020 円	2,950 円
50人槽	11,900 円	10,080 円	21,980 円	25,180 円	3,200 円

※現行の随時使用料は 96(円) ÷ 10 × 平均くみ取り量(リットル) ÷ 12(月)で算出

■10%改定の場合

現行

人槽区分	月額使用料	随時使用料
5人槽	2,380 円	くみ取り汚泥 10リットルにつき 96 円
7人槽		
10人槽		
11人槽以上	2,380 円 + 10人槽を超えた部分に人槽当たり 238 円を乗じた金額	



改定案

(税抜)

人槽区分	月額使用料	随時使用料
5人槽	4,840 円	年度内1回目の清掃は月額使用料に含む。同一年度内で2回目以降の清掃を行う場合は、くみ取り汚泥 10リットルにつき 120 円
7人槽	5,360 円	
10人槽	6,730 円	
14人槽	8,310 円	
16人槽	9,890 円	
18人槽	10,830 円	
21人槽	11,930 円	
23人槽	12,670 円	
25人槽	14,460 円	
28人槽	17,460 円	
30人槽	19,240 円	
45人槽	24,120 円	
50人槽	26,380 円	

【参考】月あたりの使用者負担比較(5~10人槽)

(税抜)

人槽	現行			改定(案)	
	月額使用料	随時使用料	合計	月額使用料	差額
5人槽	2,380 円	1,680 円	4,060 円	4,840 円	780 円
7人槽	2,380 円	2,080 円	4,460 円	5,360 円	900 円
10人槽	2,380 円	3,120 円	5,500 円	6,730 円	1,230 円
14人槽	3,332 円	3,520 円	6,852 円	8,310 円	1,458 円
16人槽	3,808 円	4,320 円	8,128 円	9,890 円	1,762 円
18人槽	4,284 円	4,640 円	8,924 円	10,830 円	1,906 円
21人槽	4,998 円	4,880 円	9,878 円	11,930 円	2,052 円
23人槽	5,474 円	5,040 円	10,514 円	12,670 円	2,156 円
25人槽	5,950 円	6,000 円	11,950 円	14,460 円	2,510 円
28人槽	6,664 円	7,680 円	14,344 円	17,460 円	3,116 円
30人槽	7,140 円	8,640 円	15,780 円	19,240 円	3,460 円
45人槽	10,710 円	9,360 円	20,070 円	24,120 円	4,050 円
50人槽	11,900 円	10,080 円	21,980 円	26,380 円	4,400 円

※現行の随時使用料は 96(円) ÷ 10 × 平均くみ取り量(リットル) ÷ 12(月)で算出

(2) 浄化槽設置分担金の見直しについて

浄化槽設置費の財源は、国庫補助金（補助率 1/2）、1 基につき県補助金 30 万円、人槽毎に異なる定額の浄化槽設置分担金（以下「分担金」という。）となりますが、不足分については内部留保資金が充てられることとなります。今後も物価上昇により、浄化槽設置費が増加していくことが見込まれるため、内部留保資金を充てる分も増加していくことが予測されます。内部留保資金は主に元金償還に充てる必要があることから、浄化槽設置費に充てる金額が増加しすぎると、資金ショートを起こしかねないため、分担金の改定も検討する必要があります。

以下に令和 7 年度の浄化槽設置費の財源内訳及び 5 人槽の浄化槽設置費の推移を示します。令和 7 年度において、浄化槽設置費の財源のうち、分担金と内部留保資金の占める割合を見ると、5 人槽は 20%程度となっていますが、7 人槽及び 10 人槽は 30%近くになっています。ただし、5 人槽の浄化槽設置費は、すでに循環交付金の基準額である 1,092,000 円に迫っており、物価上昇率 2%で試算すると、令和 13 年度には基準額を上回るため、国庫補助金が 546,000 円より増加しなくなります。これにより、計画期間後の令和 18 年度においては、分担金と内部留保資金の占める割合が 30%を超える見込みとなっています。

今後の内部留保資金を確保しておくためにも、分担金は人槽毎の定額ではなく、契約金額の 30%とすることが望ましいと考えられます。また、国庫補助金及び県補助金は将来的に補助金額の変更や廃止となる可能性もあるため、今後の動向を確認しながら分担金の額を決定していく必要があります。

また、分担金は事業開始当初から内税としていましたが、改定のタイミングに合わせて外税への変更も検討します。これまで消費税改正分は町の負担となっていたことが、外税とすることで、申請者の負担とすることに変更します。

分担金の改正も、ときがわ町水道審議会等で意見を募る必要があり、申請者への負担を考慮しながら今後検討するものとします。

■令和 7 年度 浄化槽設置費の財源内訳

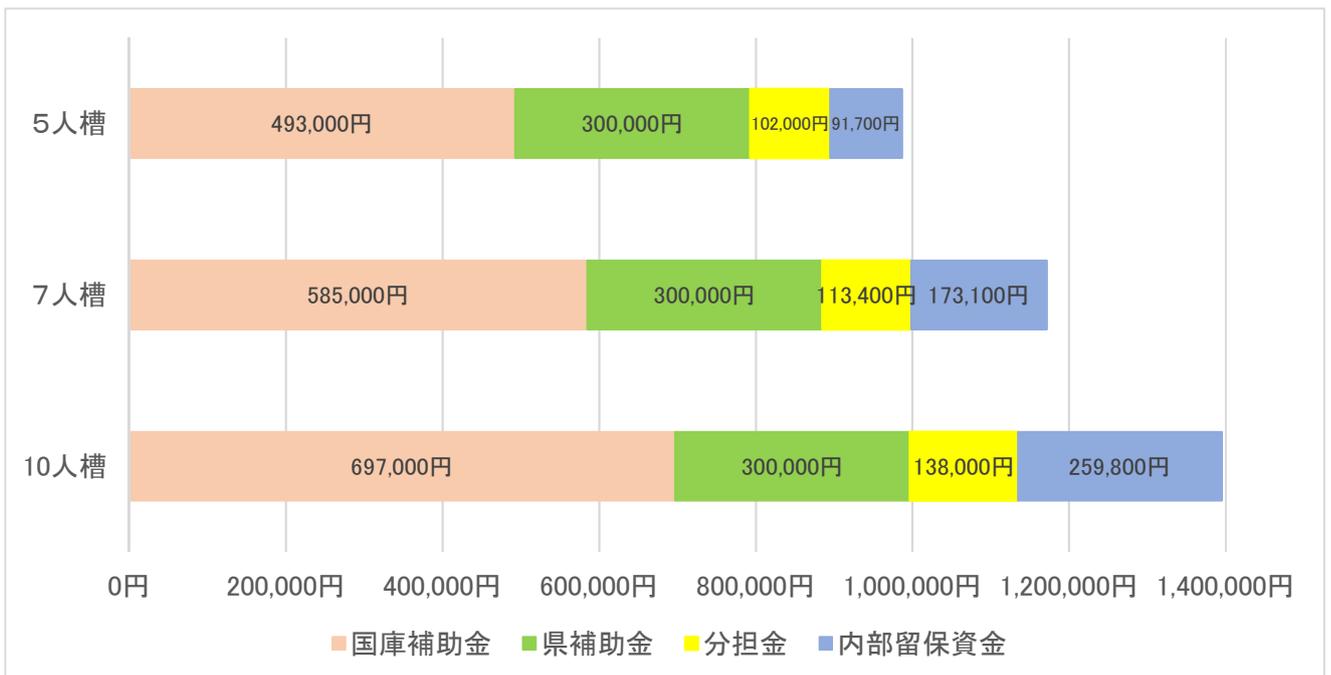
(税込)

人槽	国庫補助金	県補助金	分担金	内部留保資金	浄化槽設置費	分担金+内部留保資金の割合
5人槽	493,000 円	300,000 円	102,000 円	91,700 円	986,700 円	19.63%
7人槽	585,000 円	300,000 円	113,400 円	173,100 円	1,171,500 円	24.46%
10人槽	697,000 円	300,000 円	138,000 円	259,800 円	1,394,800 円	28.52%

(税込)

■令和7年度 浄化槽設置費の財源内訳

(税込)



■浄化槽設置費の財源内訳の推移（5人槽の場合） 物価上昇率2%

(単位：円)

人槽	国庫補助金	県補助金	分担金	内部留保資金	浄化槽設置費	分担金+内部留保資金の割合
R8	503,217	300,000	102,000	101,217	1,006,434	20.2%
R9	513,281	300,000	102,000	111,281	1,026,563	20.8%
R10	523,547	300,000	102,000	121,547	1,047,094	21.3%
R11	534,018	300,000	102,000	132,018	1,068,036	21.9%
R12	544,698	300,000	102,000	142,698	1,089,397	22.5%
R13	546,000	300,000	102,000	163,184	1,111,184	23.9%
R14	546,000	300,000	102,000	185,408	1,133,408	25.4%
R15	546,000	300,000	102,000	208,076	1,156,076	26.8%
R16	546,000	300,000	102,000	231,198	1,179,198	28.3%
R17	546,000	300,000	102,000	254,782	1,202,782	29.7%
R18	546,000	300,000	102,000	278,837	1,226,837	31.0%

■分担金改定（案）

現行

(税込)

人槽区分	分担金の額
5人槽	102,000円
7人槽	113,400円
10人槽	138,000円

改定案

(税抜)

人槽区分	分担金の額
5人槽	契約金額の3割
7人槽	
10人槽	

VII

経営戦略の取組み体制と今後の検討事項

1. 経営推進体制

経営戦略における各取組みは、水道課を中心として実施し、関係する各町長部局との連携をしながら推進します。

これにより、組織横断的な協力体制を構築し、経営資源の効果的な活用と業務の効率化を図り、持続可能で安定した事業運営を実現するとともに、地域住民へのサービス向上に努めます。

■経営推進体制イメージ

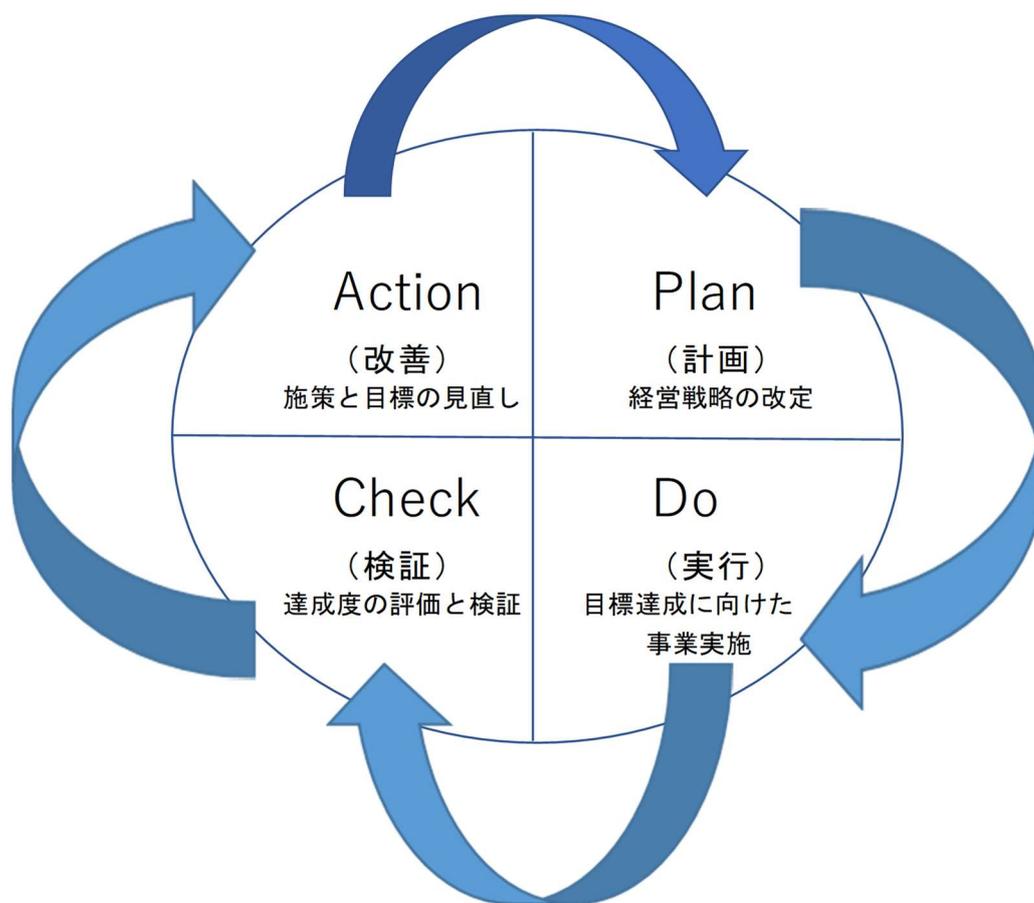


2. PDCA サイクルの実行

経営戦略は PDCA サイクルにおける計画（Plan）に位置付けられます。今後は実行（Do）、検証（Check）、改善（Action）等の PDCA サイクルを確実に実施することが重要です。

検証においては、経営比較分析表を毎年度作成し、経営指標を用いた経営分析や類似団体との比較分析を行います。

■PDCA サイクルイメージ



3. 次回以降の見直し

経営戦略の次回以降の見直しについては、使用料及び分担金の妥当性の検証及び検討や投資計画の進捗等、経営の変化にあわせて、令和12年度から原則5年ごとに見直しを行います。

なお、自然災害等の突発的な事象があれば、次のスケジュールに関わらず適宜見直しを行います。

■経営戦略の見直しスケジュール見込み

	① 令和8年度	② 令和9年度	③ 令和10年度	④ 令和11年度	⑤ 令和12年度	⑥ 令和13年度	⑦ 令和14年度	⑧ 令和15年度	⑨ 令和16年度	⑩ 令和17年度	
経営指標の検証	→										
経営戦略の見直し					○					○	
使用料改定の検討	→				→						
使用料改定(必要時のみ)				○				○			
分担金改定の検討	→				→						
分担金改定(必要時のみ)				○				○			

ときがわ町浄化槽事業経営戦略（案）

令和8年3月

発行：ときがわ町 水道課

住所：〒355-0396 埼玉県比企郡ときがわ町大字桃木 32 番地

Tel. 0493-65-1555